

君津市農業振興計画



令和5年3月

君津市

はじめに

君津市は、房総半島のほぼ中央部に位置し、市域の約3分の2を森林が占める水と緑に恵まれた自然豊かなまちです。本市では、稲作をはじめとして、鶏卵、いちご、小糸在来®、自然薯など、様々な農産物が生産されており、特に豊富な地下水を利用した水生カラーは、日本有数の産地となっております。

しかしながら、近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害、耕作放棄地の増加、そしてデジタル技術への対応など大きく変化しており、将来を見据えた農業振興施策を展開していく必要があります。

このような中、本市では昨年、「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」を将来都市像に掲げる総合計画を策定、スタートいたしました。そしてこのたび、まちづくりの指針である総合計画の着実な推進とともに、農業の持続的な発展を目指し、総合的かつ計画的に農業振興を推進していく「君津市農業振興計画」を策定しました。

本計画に基づき、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年を計画期間とする中長期的な視点に立ち、様々な課題に対応していくため、農業振興の目指すべき方向性を整理し「多様な担い手が活躍できる持続可能な農業の実現」に向け、市政を前へ、未来へと進めてまいります。

市民や事業者の皆様、そして本市に関係するすべての方々とともに、「オール君津」で希望に満ちた君津の未来を創ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました君津市農業振興計画有識者会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただいた市民の皆様、関係団体等の皆様から感謝を申し上げます。

令和5年（2023年）3月
君津市長 石井 宏子



目次

I 君津市農業振興計画について	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	1
4 計画策定の視点.....	1
II 君津市の概況	2
1 沿革.....	2
2 自然環境.....	2
3 人口.....	3
III 君津市の農業	4
1 君津市の農業の特徴.....	4
2 君津市の農業の現状.....	10
3 君津市の農業を取り巻く環境の変化.....	20
4 君津市の農業が抱える課題.....	29
IV 君津市の農業が目指す姿	33
1 目指す将来像.....	33
2 目標指標.....	33
3 部門別の生産振興.....	34
4 地区別の生産振興.....	35
5 施策体系.....	36
V 取組内容	38
テーマⅠ 多様な担い手が活躍できる環境の整備.....	38
テーマⅡ 安定した農業経営の確立.....	48
テーマⅢ 都市農村交流の促進と環境問題への対応.....	56
VI 計画の推進・評価	61
1 計画の進行管理と見直し.....	61
2 推進体制.....	61
3 情報の公表.....	61
資料編	62

I 君津市農業振興計画について

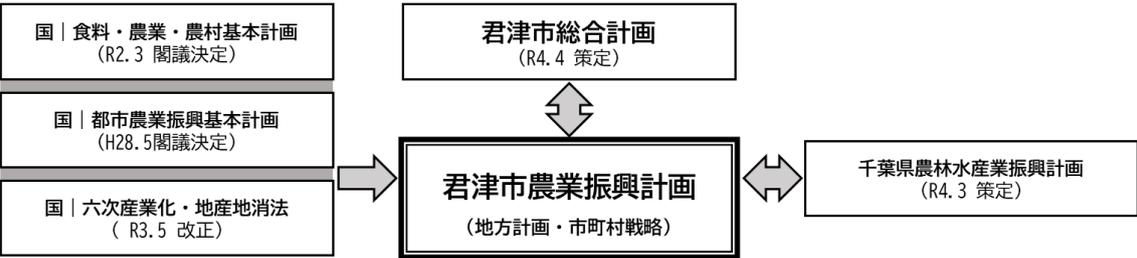
1 計画の目的

少子高齢化の進行により、本格的な人口減少時代を迎えている中、農業分野においても、農業従事者の高齢化や担い手・後継者の不足、耕作放棄地の拡大など農業を取り巻く環境が大きく変化しており、本市の重要な産業である農業を将来にわたって発展させていくためには、長期的な視点から農業振興施策を推進していくことが必要となっています。

そのため、将来に向けて本市の農業振興の方向性を示す君津市農業振興計画を策定することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、市政運営の指針となる君津市総合計画を踏まえ、本市の農業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針になるとともに、「都市農業振興基本法」第10条に基づき定める本市における都市農業の振興に関する地方計画と、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消費）にある、市町村の六次産業化等に関する戦略（市町村戦略）として位置付けます。



3 計画期間

令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までとし、おおむね5年ごとに見直すこととします。なお、計画期間内であっても著しい社会経済情勢等の変化や市民ニーズへの対応を考慮して、必要に応じて見直すものとします。

	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
振興 計画	→					→				

4 計画策定の視点

- 本市の重要な産業である農業の持続可能な発展を目指します。
- 非常時の危機管理対策など、農業の主役である農業者が安心して農業を継続できる環境の整備を目指します。
- 情報発信や都市交流を促進し、交流・関係人口の増加を目指します。

II 君津市の概況

1 沿革

本市は房総半島のほぼ中央に位置し、海と山に囲まれた自然あふれる市です。東京湾に面した北西部には世界に誇る製鉄所と、整然と区画された市街地が広がり、内陸部には豊かな自然や肥沃な農耕台地が広がっています。

東京湾アクアライン等の道路網の整備により、君津バスターミナルから高速バスを利用することで東京駅まで約1時間、東京国際空港（羽田空港）まで約30分、君津駅から東京駅まで特急電車で約1時間と、高速道路や鉄道を通じた都心とのアクセスが良好です。



出典：君津市総合計画

2 自然環境

本市は、市域の約3分の2を森林が占め、貴重な動植物が生息・生育する房総半島を代表する自然の宝庫となっています。また、小糸川や小櫃川は県下有数の清冽な水質を保っているほか、掘り抜き井戸から地下水が豊富に湧き出すなど、豊かな水資源を有しています。

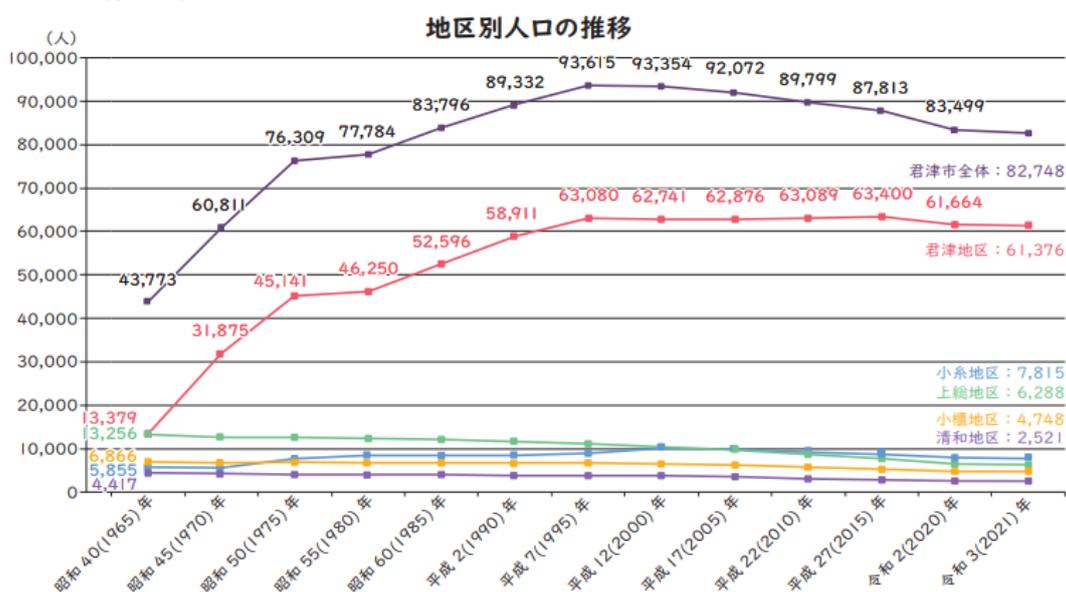
掘り抜き井戸を掘る「上総掘りの技術」は、国の重要無形民俗文化財に指定されており、掘削機械を使わずに深く掘れる点などが注目され、国内のみならず東南アジアなどの諸外国でも活用されています。

久留里地区においては、上総掘りの井戸が数多く存在し、平成20（2008）年度には「平成の名水百選」に選ばれました。現在は、市内外から多くの人が水を汲みに訪れ、地域の活性化につながっています。

3 人口

本市の人口は昭和 40（1965～1975）年代に急激に増加した後、緩やかな増加を続けてきましたが、平成 7（1995）年の 93,615 人をピークに減少しており、令和 2（2020）年には 83,449 人となっています。

君津地区では、八幡製鐵株式会社（現在の日本製鉄株式会社）の操業開始に伴う転入者の増加により、昭和 40（1965）年頃から急激に増加し、平成 7（1995）年頃からほぼ横ばいでしたが、近年は減少に転じています。一方、小系・清和・小櫃・上総地区は、小系地区で人口増加がみられた時期を除き、減少傾向で推移しています。



君津市市民課調べ

Ⅲ 君津市の農業

Ⅰ 君津市の農業の特徴

(Ⅰ) 君津市の農産物

● 水稻

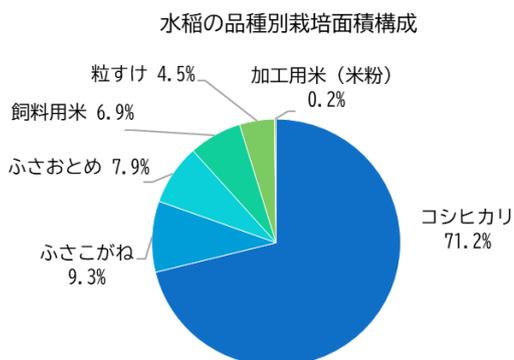
本市では「コシヒカリ」のほかに、千葉県育成品種である「ふさおとめ」、「ふさこがね」の3品種が多く栽培されています。また、市内には三つの種子生産組合があり、一般農家が使用する種もみの生産が行われています。富津市と合わせると君津地域には四つの種子組合があり、県内の約50%の種子を生産しています。千葉県では、大粒で弾力があり、良食味の新品種「粒すけ」を育成し、本市でも令和2年から栽培が開始されています。



◇ 生産状況

生産者数	栽培面積	主な生産地区
958 経営体	1,377 ha	全域

出典：2020年農林業センサス 販売目的の作物の類別作付経営体数と作付面積



JA きみつ調べ | 水稻の品種別栽培面積をもとに作成

● 鶏卵

中小規模から大規模まで多様な採卵鶏の経営が行われています。農産物直売所には複数の養鶏農家が出荷しており、1年を通して種類豊富で新鮮な卵が販売されています。飼養方法の工夫や、青い殻のアローカナなど、養鶏場ごとに特色を出した卵は手土産としても人気で高い評価を得ています。



◇ 生産状況

生産者数	飼養羽数	主な生産地区
15 経営体	13,174 百羽	小櫃

出典：2020年農林業センサス 販売目的の家畜等を飼養している経営体数と飼養頭羽数

● 小系在来® (枝豆・大豆)

「小系在来®」は、本市の小系川流域で古くから栽培されてきた在来種で幻の大豆といわれていましたが、地元の農家が面積の拡大に取り組み、今ではオーナー制などが定着しています。甘味が強く、えぐ味のない素直な味とほのかな香りが特徴です。枝豆・大豆ともに、特徴を活かした多様な加工品も開発、販売されています。



◇ 生産状況

生産者数	栽培面積	主な生産地区
50 経営体	8ha	君津・小系

君津市農政課調べ

● いちご

市内各地で栽培されており、ほとんどの農園で観光いちご狩りが行われています。近年は、高設栽培という地面から離れた高い位置で栽培する農家が増えてきており、車椅子でも収穫できるなど、バリアフリーへの対応が進んでいるいちご園もあります。



直売所では、新鮮ないちごを購入することができ、農家の手作りスイーツの販売などが行われている園もあります。

◇ 生産状況

生産者数	栽培面積	主な生産地区
12 経営体	3.6ha	小系・小櫃

君津市農政課調べ

● じねんじょ

昭和 56 年に自然薯組合が設立され、山口県のパイプ栽培を学ぶところからスタートしました。また、当時の千葉県育種研究所からウイルスフリー品種の種イモを導入したことで安定栽培につながり、更に栽培に適した土を工夫するなど、品質を向上させていったことが現在の高い評価につながっています。



◇ 生産状況

生産者数	栽培面積	主な生産地区
21 経営体	1.9ha	清和・上総・小櫃

君津市農政課調べ

● いちじく

昭和 60 年代頃から水田の転作品目として推奨され栽培が広がりました。大消費地に近く新鮮な状態で消費者に届けられるため、君津市産は根強い人気があります。市場出荷のほか地元の直売所でも販売されています。



◇ 生産状況

生産者数	栽培面積	主な生産地区
8	1.0ha	小糸

君津市農政課調べ

● カラー

豊富な湧き水を利用した湿地性カラーの栽培が盛んに行われており、日本有数の産地となっています。水田にハウスを建て、自然に湧き出る水を張った状態で栽培しています。湧き水の温度は年間を通じ 15℃程度に保たれており、夏は涼しく、冬は暖かくカラー栽培に適しているため、品質の良い花が収穫できます。



◇ 生産状況

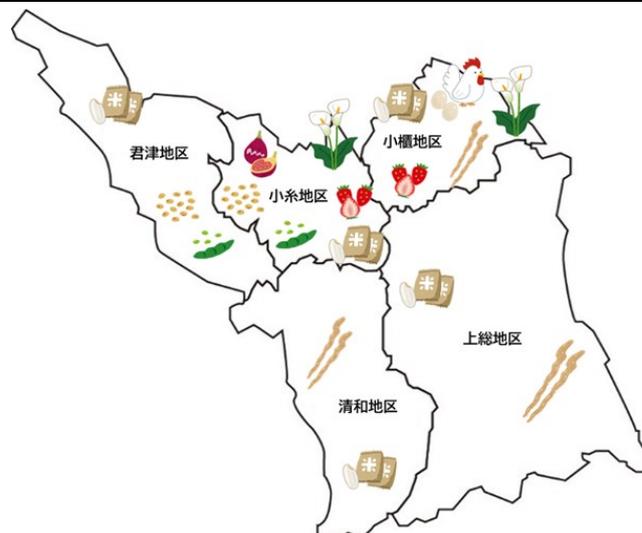
生産者数	栽培面積	主な生産地区
46	7.0ha	小糸・小櫃

君津市農政課調べ

● その他

これらの品目以外にも本市では様々な農産物が栽培されています。野菜は、サヤインゲン、きゅうり、トマトなどの施設野菜や、レタス、キャベツ、だいこん、はくさい、ブロッコリー、ねぎ、さといもなどの露地野菜も栽培されています。花は、生け花の稽古で使われるカキツバタやストック、アネモネ、シクラメン、花壇苗など様々な種類が栽培されています。畜産業も盛んで、採卵鶏のほか養鶏、酪農、肉用牛、養豚、養蜂も行われています。

<主な栽培地区>



(2) 地区ごとの特徴

◆君津地区

本市の北西部に位置し、地形的には小系川沿岸になだらかな丘陵地と平野が続き、平坦な農地が広がっており、一部山間地となっています。地区の全域で工業地、商業地、住宅地、農地がバランスよく存在しています。市役所本庁舎などの公共施設、JR 内房線君津駅、館山自動車道君津インターチェンジなどの公共交通網が整備され、都心や羽田空港などへのアクセスも良い地区となっています。基盤整備がほぼ終わった水田の有効活用による農業の活性化と併せて、新たな産業の受け皿づくり、観光交流拠点の形成などにより地域活性化を図るための検討が行われています。

人口	61,495 人	総農家数	375 戸	農業経営体	228 (うち法人:6)
面積	田:322ha 畑:77ha 樹園地:2ha				
人・農地プラン策定件数	6 件				

◆小系地区

本市の中央部に位置し、地形的には急傾斜の山地から流れる小系川沿いに河岸段丘が形成され、幅 1 km の平野に平坦な農地が広がっています。基盤整備が実施された地区が多く、優良な農地を活かした水稻栽培、施設園芸のほか、小系川の豊富な水源を利用したカラー栽培などが行われており、東京湾アクアラインによる都心部からのアクセスを利用した観光農業も行われています。

人口	7,850 人	総農家数	410 戸	農業経営体	292 (うち法人:5)
面積	田:386ha 畑:51ha 樹園地:5ha				
人・農地プラン策定件数	5 件				

◆清和地区

本市の南部に位置し、そのほとんどは山間地ですが、豊かな森林資源と水資源（三島ダム・豊英ダム）などの自然環境を有効活用した観光・レクリエーション施設が立地しています。本地区は、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、農業者の減少・高齢化等により集落機能が低下している地域も多いことが課題となっています。

人口	2,545 人	総農家数	233 戸	農業経営体	139 (うち法人:1)
面積	田:121ha 畑:12ha 樹園地:6ha				
人・農地プラン策定件数	1 件				

◆小櫃地区

本市の北東部に位置し、国道410号沿線や小櫃川下流沿いに起伏の少ない丘陵地が広がり、農地と林地などから豊かな里山を形成しています。基盤整備が終了した農地が多く、優良な農地を活用した良質な農産物の生産が行われており、これと併せて、観光農園などグリーン・ツーリズムの取組も行われています。

人口	4,781人	総農家数	365戸	農業経営体	257(うち法人:10)
面積	田:550ha 畑:27ha 樹園地:2ha				
人・農地プラン策定件数	14件				

◆上総地区

本市の南東部に位置し、小櫃川上流沿いに山間地を有しています。本地区は、特定農山村地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいものの、森林や亀山湖・笹川湖など豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーション施設が立地し、市民農園などの都市農村交流の取組が進んでいます。

人口	6,334人	総農家数	507戸	農業経営体	262(うち法人:16)
面積	田:236ha 畑:43ha 樹園地:10ha				
人・農地プラン策定件数	0件				

出典：君津市（人口 | 令和2年12月末、人・農地プラン策定件数）、
2020年農林業センサス（総農家数、農業経営体、面積）

分類	地図番号	施設名称	所在地	地区
観光農園	1	ドリブレ・ローズガーデン	君津市大野台815-85	小糸地区
	2	観光農園フルーツ村	君津市旅名409	清和地区
	3	カズサとまとガーデン	君津市向郷1710	上総地区
	4	観光農園 ジジの山	君津市泉718-3	小糸地区
	5	くるベリーファーム	君津市向郷1792	上総地区
	6	高橋いちご園	君津市正木193	清和地区
	7	安田いちご園	君津市大井500	小糸地区
	8	渡邊いちご園	君津市大井1	小糸地区
	9	大竹いちご園	君津市泉989	小糸地区
	10	つねずみ苺園	君津市山本字仲村361	小櫃地区
	11	栗原農園	君津市平山363-1	上総地区
	12	ロマンの森共和国	君津市豊英659-1	清和地区
	13	ポレポレ農園	君津市上湯江1128	君津地区
	14	さいとう苺園	君津市西原1107	小櫃地区
	15	露崎いちご園	君津市山本321	小櫃地区
市民農園	A	Plat Garden Farm	君津市三直208-1	君津地区
	B	カズサ愛彩ガーデンファーム	君津市向郷1781-1	上総地区



観光農園・市民農園の設置状況

出典：きみつの観光情報（君津市ホームページ）

2 君津市の農業の現状

(1) 担い手

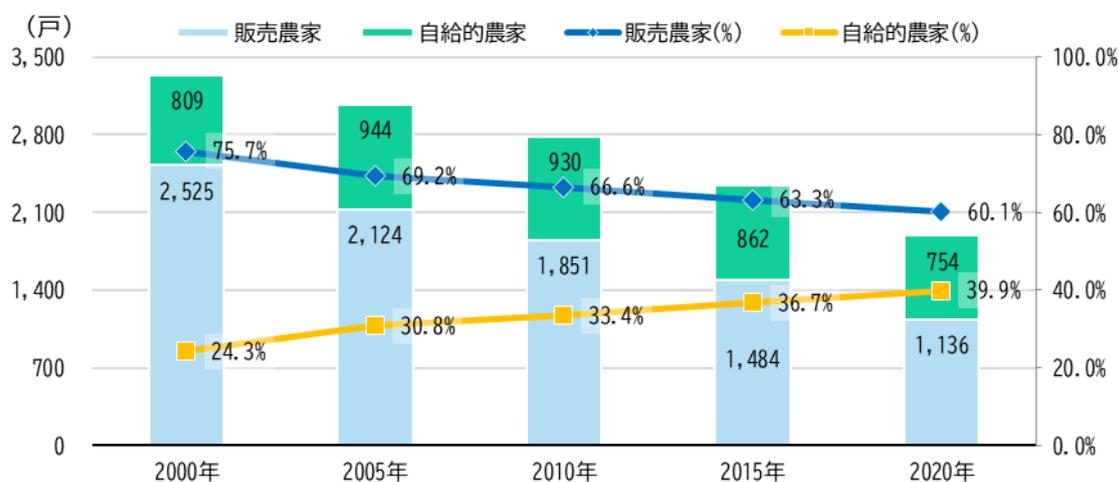
◆農家数の推移

2020年の総農家数は1,890戸で、うち約60%が販売農家、約40%が自給的農家です。

2010年からの10年間で、総農家は891戸減少しており、減少したうちの約80%が販売農家となっています。

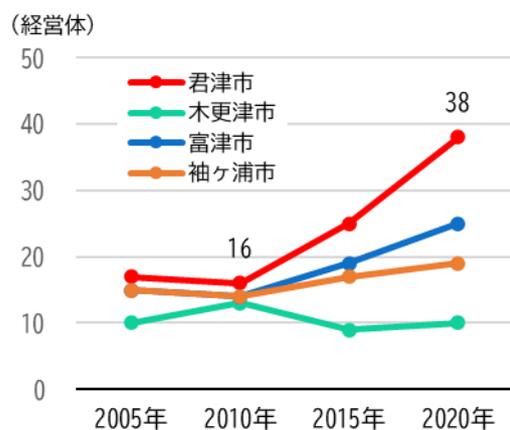
農家数は減少する一方で、本市では法人化している経営体の割合が高く、県平均を0.7%上回っています。また、法人化している経営体は2010年には16経営体でしたが、2020年には38経営体になっており、10年間で2.4倍に増加しています。

農家数の推移

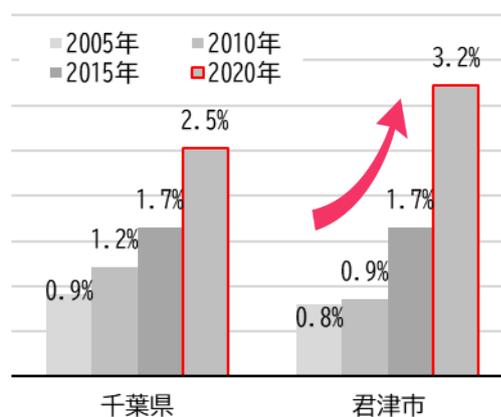


出典：農林業センサス（総農家数）

法人化している経営体数



法人化している経営体の割合

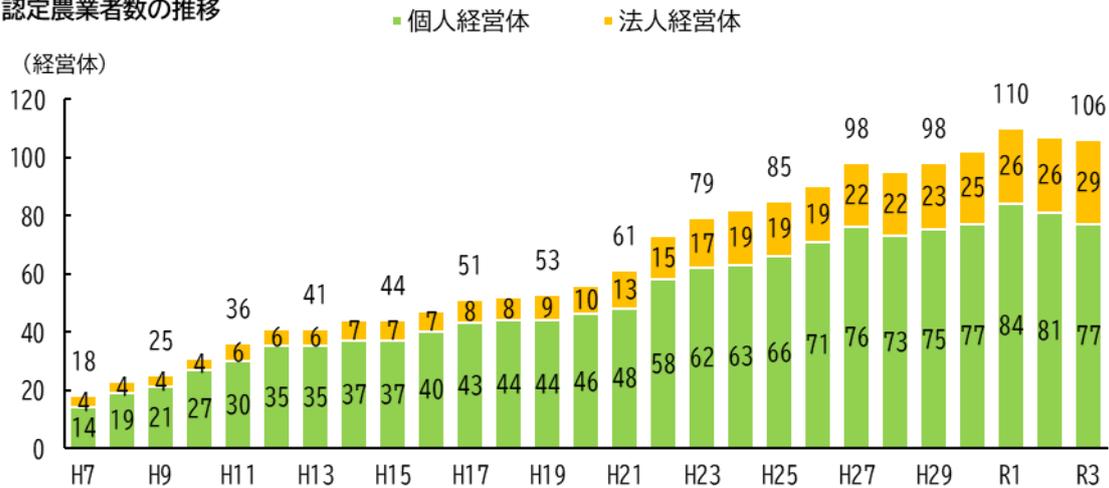


出典：農林業センサス（組織形態別経営体数）

◆認定農業者・認定新規就農者数の推移

令和3年度の認定農業者は106経営体であり、そのうちの約27%の29経営体が法人経営体となっています。平成13年度と平成15年度を除き、毎年度新規認定され増加傾向で推移してきましたが、近年では横ばい傾向にあります。認定農業者で組織された君津市認定農業者協議会では、農業の魅力や農業の重要性を知ってもらうことを目的に、枝豆収穫祭や米づくりなどの農業体験を行っています。また、認定新規就農者は、平成26年以降毎年認定されています。

認定農業者数の推移



<認定農業者の新規認定数>

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
18	5	2	6	5	5	0	3	0	3	4	1	1	3
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
5	12	6	3	4	9	11	2	5	5	11	3	5	

<認定新規就農者の認定数>

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認定新規就農者	3	3	8	4	1	3	2	1
うち法人数	0	0	0	0	0	1	1	0

認定農業者、認定新規就農者(君津市農政課調べ)



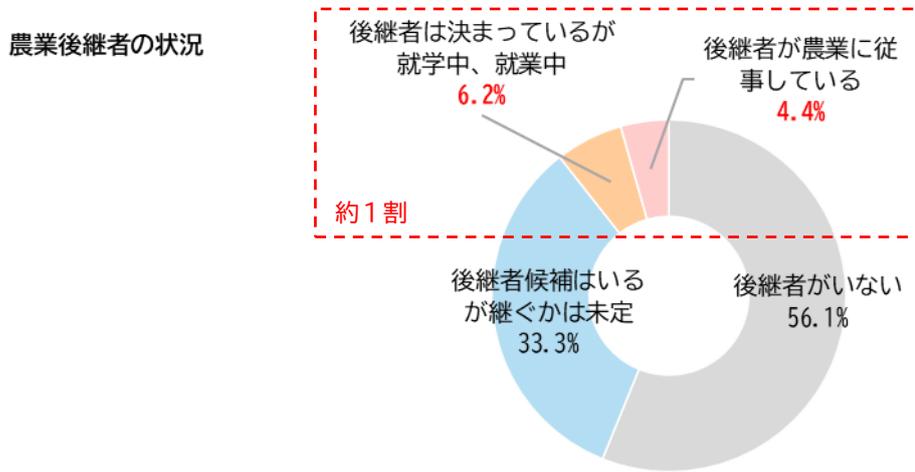
枝豆収穫祭



米づくり体験

◆後継者の確保状況

農業後継者の状況について、後継者が決まっている割合は約1割に留まり、後継者不足となっています。

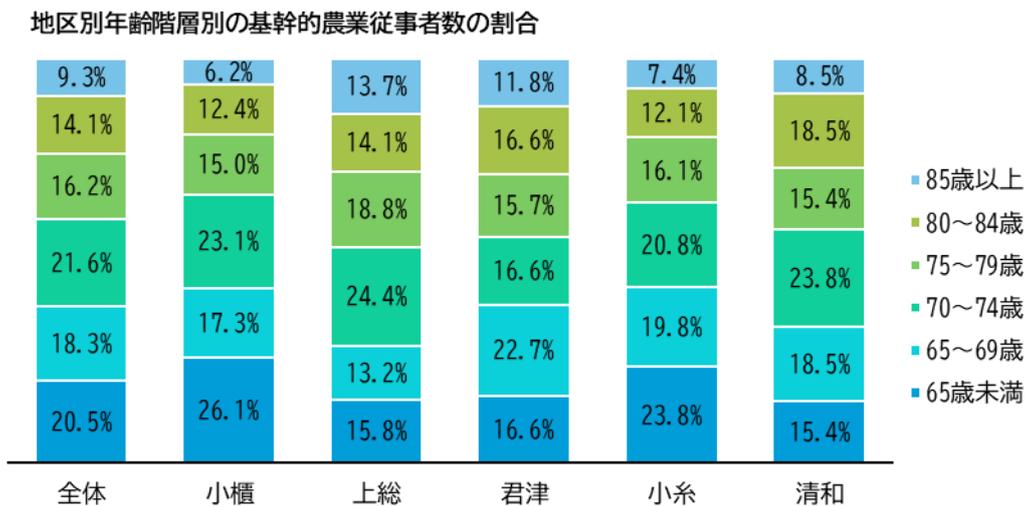


農業振興地域整備計画策定に関するアンケート調査（君津市農政課）

◆農業者の年齢

基幹的農業従事者のうち、市全体の61.2%が70歳以上で、特に上総地区では70歳以上の割合が高くなっています。小櫃、小系地区では、65歳未満の割合が其他地区と比べて高くなっています。

また、販売農家のうち、65歳未満の農業専従者がいる割合は、準主業農家（農外所得が主）よりも、主業農家（農業所得が主）が高くなっています。



<販売農家のうち、65歳未満の農業専従者がいる割合>

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
主業農家	87%	80%	75%	79%	81%
準主業農家	33%	24%	27%	30%	24%

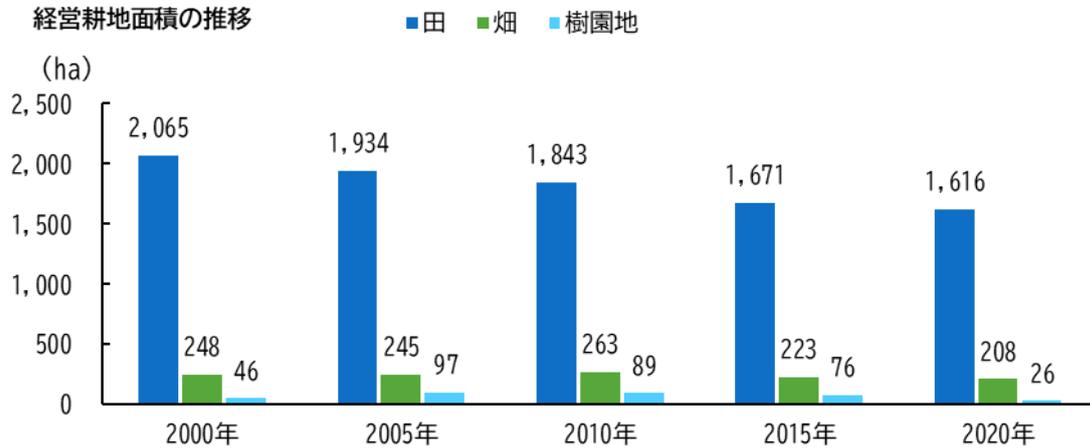
出典：農林業センサス（年齢階層別の基幹的農業従事者数・主副業別経営体数）

(2) 農地

◆農地面積の推移

経営耕地面積のうち、農地の大部分が田で、全体の8割以上を占めています。2000年以降、田の面積は減少傾向にあり、2020年までの20年間で449ha減少しています。

畑は、2010年に増加へ転じましたが、以降は減少傾向にあります。



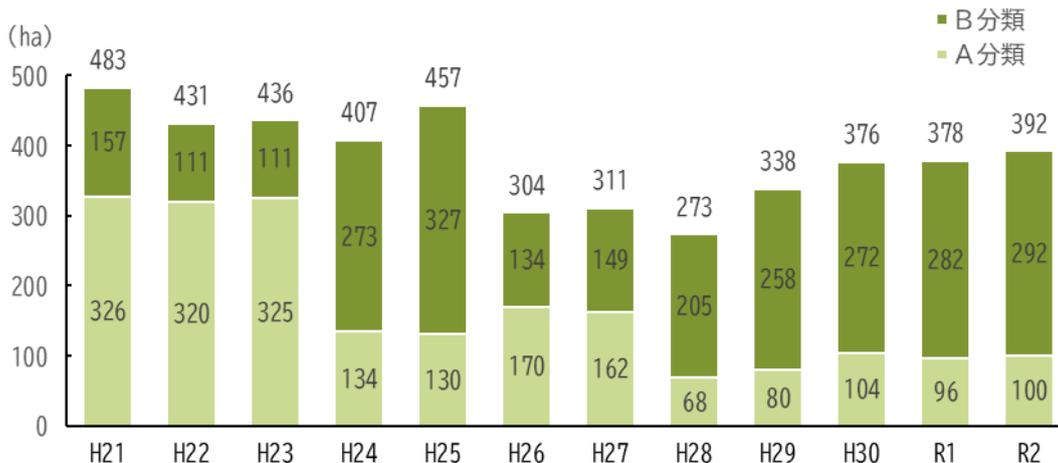
出典：農林業センサス（経営耕地の状況）

◆荒廃農地面積の推移

荒廃農地面積は平成28年以降増加傾向にあり、令和2年は392haです。

平成24年以降、再生利用が困難と見込まれるB分類の割合が高く、令和2年の荒廃面積のうち74%がB分類の荒廃農地です。農地が荒廃するのは、高齢化や農地が狭い、後継者がいない等が主な原因で、市の調査では鳥獣被害も大きな影響を与えています。

荒廃農地面積の推移



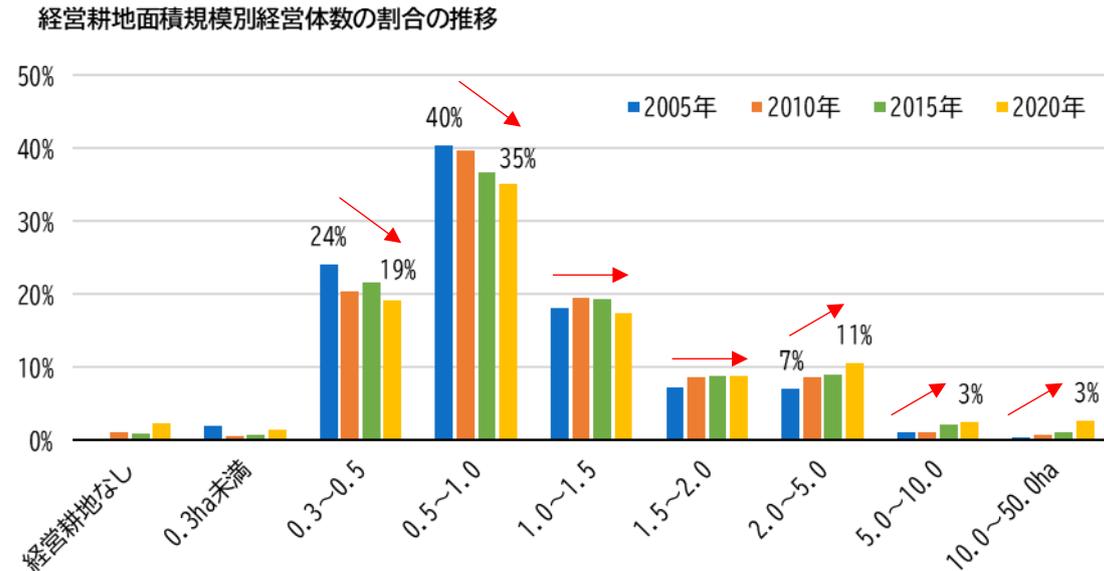
出典：荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（農林水産省）、君津市農政課調べ

(A分類：再生利用が可能な荒廃農地、B分類：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)

(3) 経営

◆経営規模の推移

経営耕地面積規模別経営体数について、2005年から2020年にかけて、0.3～0.5ha、0.5～1.0ha規模の経営体の割合が減少しています。一方で、2.0ha以上の規模の経営体の割合が増加しており、担い手への農地集積、経営規模の拡大が進んでいることがうかがえます。



出典：農林業センサス（経営耕地面積規模別経営体数）

◆農産物販売金額

農産物販売金額規模別経営体数について、2000年から2020年にかけて、販売なし、50万円未満の経営体の割合が減少しています。一方で、50～100万円未満、100～300万円未満、300～500万円未満、500～1,000万円未満、1,000～3,000万円未満、3,000万円～1億円未満、1億円以上の経営体の割合がそれぞれ増加しており、経営規模に応じて経営の安定化を図ろうとする農業者の存在がうかがえます。

農産物販売金額規模別経営体数の割合

	販売なし	50万円未満	50～100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～3,000万円未満	3,000万円～1億円未満	1億円以上
2000年	14.2%	40.6%	20.0%	15.8%	2.9%	3.2%	2.7%	0.6%	0.0%
2005年	13.3%	38.1%	20.1%	18.7%	2.9%	3.0%	3.2%	0.4%	0.3%
2010年	15.9%	39.7%	20.0%	14.5%	2.8%	2.8%	3.2%	0.7%	0.5%
2015年	9.2%	47.7%	17.2%	15.6%	2.8%	2.8%	3.1%	0.9%	0.6%
2020年	10.5%	36.6%	20.3%	17.2%	4.7%	4.3%	3.1%	2.3%	1.0%

出典：農林業センサス（農産物販売金額規模別経営体数）

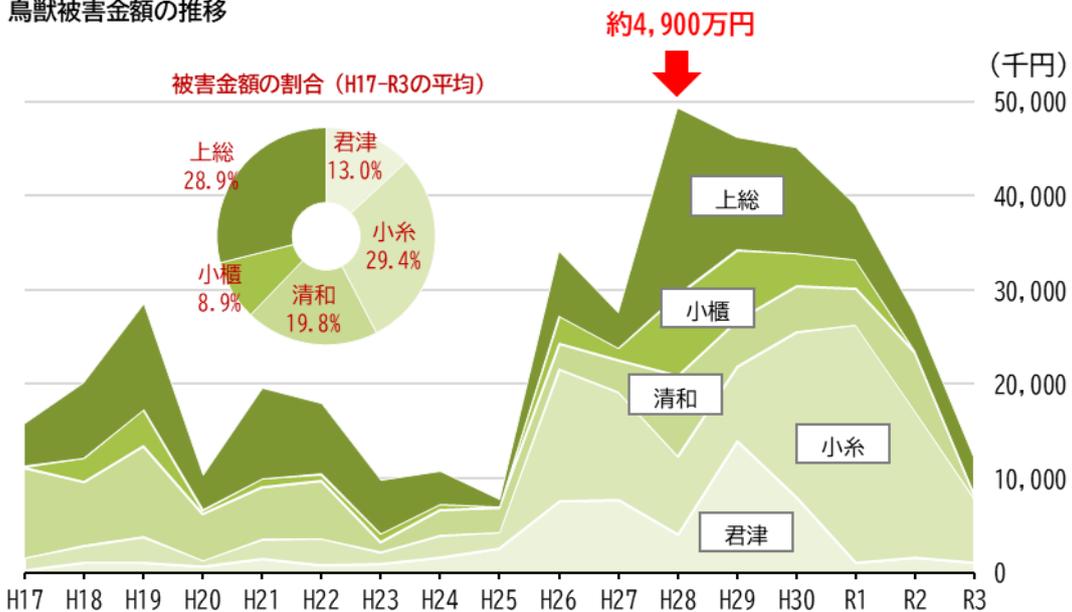
◆鳥獣被害と対策の状況

本市では、イノシシ、サル、鳥類、ハクビシン、シカ等様々な動物による農作物被害が発生しています。被害作物は多岐にわたり、市内で生産される農林作物のほとんどがその対象です。特にイノシシ、サル、鳥類による被害が甚大であり、被害金額全体の約9割を占め、うちイノシシによる被害は約4割となっています。

被害金額全体は、年度により変動がありますが、平成28～30年度は4,500～4,900万円で推移し、平成28年度には過去最高額の4,934万円となっています。地区別にみると、小糸、上総地区で被害金額の割合が高くなっています。

こうした被害状況をうけ、侵入防止柵の設置などの被害防止対策を行っています。鳥獣被害は、営農意欲の低下を通じて耕作放棄地の増加等をもたらし、更なる被害を招く悪循環を生じさせるおそれもあるため、地域が一体となった総合的な被害防止対策が必要です。

鳥獣被害金額の推移



野生鳥獣による農作物の被害状況調査結果（千葉県より）

<捕獲頭数>

	令和元年	令和2年	令和3年	計
イノシシ	2,614頭	3,021頭	1,246頭	6,881頭
シカ	1,538頭	1,499頭	1,503頭	4,540頭

君津市農政課調べ

<ジビエとして活用された頭数>

	令和元年	令和2年	令和3年	計
イノシシ	328頭	541頭	432頭	1,301頭
シカ	226頭	437頭	711頭	1,374頭

君津市農政課調べ

(4) 流通・販売

◆出荷・販売先

販売のあった実経営体数のうち、2010年から2020年にかけて、消費者に直接販売の割合が減少しています。一方で、農協以外の集出荷団体、小売業者へ販売する経営体の割合は増加しています。

農産物出荷先別経営体数

	販売の なかった 経営体数	販売の あった 実経営体数	農 協	農協以外の 集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製 造業・ 外食産業	消費者に 直接販売	その 他
2010年	297	1,574	1,090	122	78	83	19	584	65
2015年	139	1,372	965	96	54	91	19	421	181
2020年	124	1,054	744	91	50	93	17	335	127

	販売の なかった 経営体数	販売の あった 実経営体数	農 協	農協以外の 集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造 業・外食産 業	消費者に直 接販売	その 他
2010年	15.9%	84.1%	69.3%	7.8%	5.0%	5.3%	1.2%	37.1%	4.1%
2015年	9.2%	90.8%	70.3%	7.0%	3.9%	6.6%	1.4%	30.7%	13.2%
2020年	10.5%	89.5%	70.6%	8.6%	4.7%	8.8%	1.6%	31.8%	12.0%

出典：農林業センサス（農産物出荷先別経営体数）

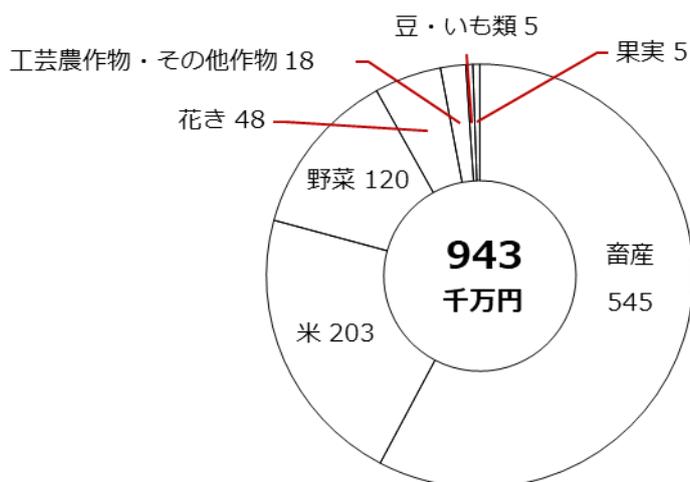
※複数選択のため合計値が100%にならない

※実経営体：実際に販売のあった経営体数（延べ経営体数ではない）

◆農業産出額

本市の農業産出額（推計値）は943千万円で、そのうち、畜産は545千万円で全体の約58%を占めています。畜産に次いで、米、野菜、花きの順に多くなっています。

本市の農業産出額（推計）



出典：令和2年市町村別農業産出額（推計）

※小数点以下の値を合計しているため、合計値が一致しない

◆直売所の設置状況

市内には11の農林水産物直売所があり、米や卵など本市を代表する特産品をはじめ、年間を通して様々な農畜産物や加工品が販売されています。

店名	所在地	主な取扱商品						
		米	野菜	果実	畜産物	水産物	加工品	花き
J Aきみつ味楽園さだもと店	貞元133-1	●	●	●	●		●	●
J Aきみつ味楽園おびつ店	未吉238-1	●	●	●	●		●	●
農事組合法人なごみの里君津	大井126	●	●	●	●	●	●	●
自然休養村直売所「里のめぐみ館」	大岩286		●	●			●	
フルーツ村直売所	旅名56		●	●			●	●
新鮮菜の花たまごの西野直売所 Kokko	山滝野1122				●		●	
光永ファーム直売所	山滝野1593-2	●	●		●			
直売所「美古の里」	西猪原349-1	●	●				●	
とれとれ市場旬の蔵 房総四季の蔵・旬の蔵直売所	三直162	●	●					●
とれたてパーク君津	宮下270-4	●	●					
カズサの郷 愛彩畑	向郷1687-1	●	●				●	

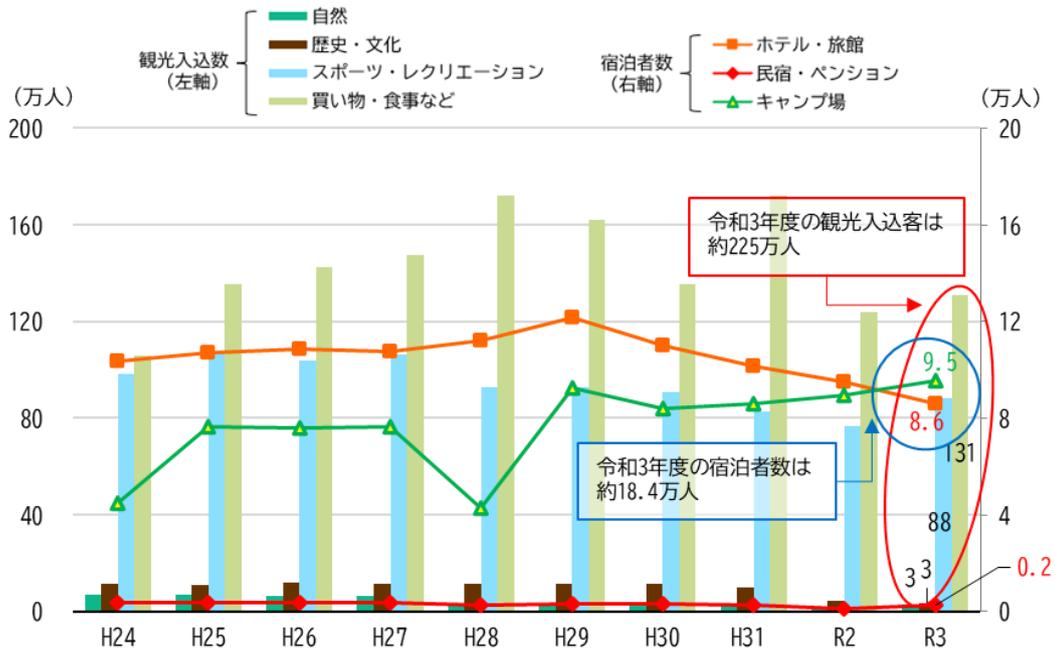
出典：千葉県 | 直売所へ行こう！～買う！遊ぶ！食べる！～（令和4年3月発行）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/chokubai/guidebook/index.html>



◆観光入込客数

令和3年度の観光入込客数は、約225万人で宿泊者数は約18万人です。近年は、買い物や食事などの利用、ホテル・旅館への宿泊者数が減少傾向にあり、スポーツ・レクリエーション、キャンプ場の利用者が増加傾向にあります。本市では、カズサの郷農泊推進協議会により農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農泊が展開されています。

観光入込客数と宿泊者数の推移



君津市経済振興課調べ



清水溪流広場（濃溝の滝・亀岩の洞窟）



久留里城天守閣

◆学校給食

平成31年4月に市内3か所の調理場を統合し、新しく一つの共同調理場が建設されました。令和4年4月時点では小学校12校、中学校7校の19校に対して給食を提供しています。

本市では、1年を通して多くの野菜が栽培されており、サヤインゲン、きゅうり、レタス、キャベツ、だいこん、はくさい、ブロッコリー、ねぎ、さといもなどがあります。給食でも積極的に活用しており、地元の納入業者と情報交換しながら、その時期に適した食材を使用しています。

令和3年度の品目別供給率では、米、卵が君津市産100%、小松菜が98.8%です。また、キャベツ、にんじんの約5割が君津市産となっています。

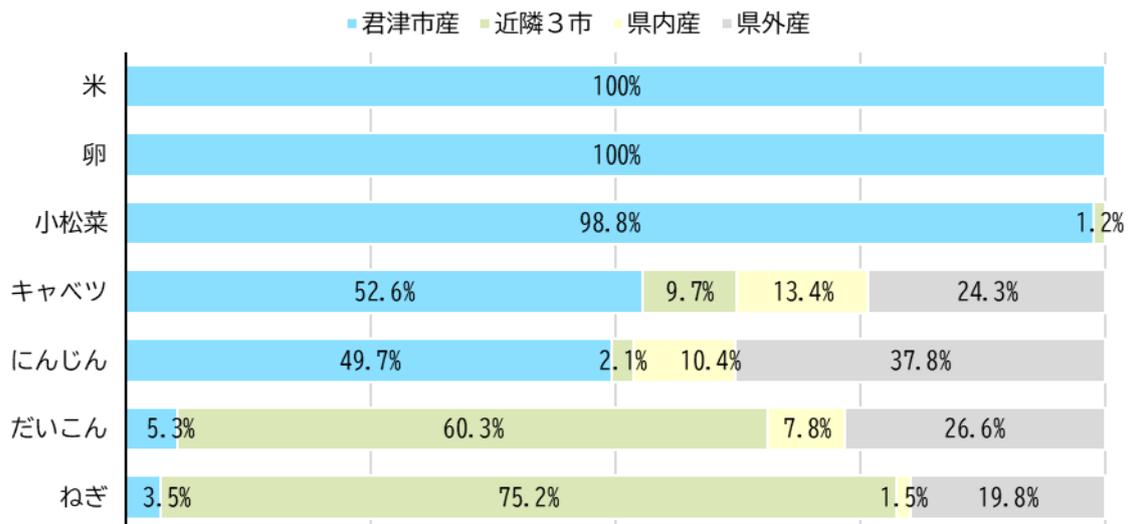


学校給食米



君津市学校給食共同調理場

令和3年度 学校給食の品目別供給率



君津市学校給食共同調理場調べ

3 君津市の農業を取り巻く環境の変化

(1) 国の動向

国内の人口減少による市場規模の縮小や、農業者の減少・高齢化による農業生産力の低下により、農地面積が減少しています。今後も農業者の大幅な減少が見込まれる中、生産基盤の衰退や地球温暖化、大規模な自然災害、鳥獣被害、家畜疫病など、日本の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

これらの農業を取り巻く環境に対応し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給するため、以下の項目について取組が推進されており、本市においても対応が必要な項目と考えられます。

背景	取組の方向性
国内の人口減少・市場規模の縮小	<ul style="list-style-type: none">■ 農林水産物・食品の輸出促進■ ジビエ利用の推進■ 農泊の推進
農業者の減少・高齢化	<ul style="list-style-type: none">■ スマート農業等のデジタル技術活用の推進■ 農業所得の向上と生産コストの削減■ 農地の生産基盤の整備と集約化■ 全農地の8割以上の利用■ 農福連携の推進■ 半農半Xなど多様な農業との関わりの促進
地球温暖化等の環境問題の深刻化	<ul style="list-style-type: none">■ 環境負荷の低減■ 有機農業の推進■ 化学肥料・農薬の使用量低減
生産・消費環境の変化	<ul style="list-style-type: none">■ 水田農業の高収益作物等への転換■ 新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化

①食料・農業・農村基本計画

平成11年に食料・農業・農村基本法が制定され、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」の四つの基本理念をもとに、政策が実行されてきました。令和2年3月には、今後10年間の農政の指針となる新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、食料・農業・農村の持続性を高めながら、「産業政策」と「地域政策」を推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することが基本方針とされています。

<計画の主なポイント> ※食料・農業・農村基本計画の概要から抜粋

食料の安定供給の確保
<ul style="list-style-type: none">■ 新たな価値の創出による需要の開拓(食市場の変化への対応、食品ロス削減など)■ グローバルマーケットの開拓■ 消費者と食・農とのつながりの深化■ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保■ 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立■ TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応
農業の持続的な発展
<ul style="list-style-type: none">■ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保■ 現場を支える多様な人材や主体の活躍■ 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保■ 農業経営の安定化に向けた取組の推進■ 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備■ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化■ 農業生産・流通現場のイノベーションの促進■ 気候変動への対応等環境政策の推進
農村の振興
<ul style="list-style-type: none">■ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保■ 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備■ 農村を支える新たな動きや活力の創出
大規模自然災害への対応
<ul style="list-style-type: none">■ 大規模自然災害への備え■ 大規模自然災害からの復旧
食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成
<ul style="list-style-type: none">■ 食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動の展開
新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応
<ul style="list-style-type: none">■ 国産農産物の内需の喚起、農業労働力の確保、中食・外食・加工業者対策の実施

②みどりの食料システム戦略

国内の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化、新型コロナウイルス感染症を契機とした生産・消費の変化などの課題に直面しています。また、諸外国でも環境や健康に関する戦略を策定する動きがみられる中で、国内外でSDGsや環境を重視する動きが加速しています。これらの課題や動きに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっており、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」が、令和3年5月に策定され、令和4年6月には、みどりの食料システム戦略 KPI2030 目標が決定されました。

<みどりの食料システム戦略の目標設定状況> ※みどりの食料システム戦略から抜粋

項目	基準値（基準年）	2030年目標		2050年目標
温室効果ガス	1,659万t (2013年)	CO ₂ 排出量 1,484万t (10.6%削減)		CO ₂ 排出量 0万t (100%削減)
化学農薬	23,330 (リスク換算値) (2019 農薬年度)	化学農薬使用量 (10%低減)		化学農薬使用量 (50%低減)
化学肥料	90万t (2016 肥料年度)	化学肥料使用量 72万t (20%低減)		化学肥料使用量 63万t (30%低減)
有機農業	2.35万ha (2017年)	有機農業の割合 6.3万ha		有機農業の割合 100万ha (耕地面積の25%)
園芸施設	—	加温面積に占めるハイブリット型園芸施設等の割合 50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行
農業機械	—	電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年技術確立	—
再生可能エネルギー	—	農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す		農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す

③農林水産業・地域の活力創造プラン

日本の基幹的農業従事者の平均年齢は現在 66 歳となっており、耕作放棄地は、この 20 年間で 2 倍に増えるなど、農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増しています。このような中で、農業者自らが経営感覚をもち、消費者・実需者ニーズの変化等に対応できる環境を整備し、ICT や六次産業化、輸出促進などの付加価値を高める商品開発や需要開拓を進めるとともに、生産コストや流通コストの低減を図るなど、産業政策と地域政策の両輪により、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し、令和 3 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂されました。さらに、令和 4 年 6 月 21 日には、世界の食料需給リスクや食料安全保障の強化に向けた政策の展開方向や、輸出促進法の改正及び輸出拡大実行戦略の改訂を踏まえた内容、みどりの食料システム戦略の推進に向けた新たな取組内容等について改訂されました。

<政策の展開方向> ※農林水産業・地域の活力創造プランより抜粋

食料安全保障の確立
コロナ・ウクライナ情勢等により顕在化したリスクを踏まえて、カーボンニュートラルの取組と併せ、過度な輸入依存からの脱却など、日本の食料安全保障の強化に向けて、当面はコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づく対策を実施し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手する。
国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進
令和 7 年に 2 兆円、令和 12 年に 5 兆円とする農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットインの発想に立って改革を進める。
農林水産業のグリーン化
みどりの食料システム戦略に基づく取組を推進し、ピンポイント農薬散布ドローンやたい肥の製造施設等の環境負荷低減に必要な機械・施設等の導入を促進するほか、農薬に頼らない病害虫防除への転換、スマート技術の活用、化学農薬・肥料の低減、有機農業など環境負荷低減に取り組む水稲や野菜などの産地を創出する。
スマート農業の推進
令和 7 年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践し、農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の 8 割以上が実際に利用できていることを目標とし、スマート農業の本格的な現場実装を加速し、農業の成長産業化を実現する。
6次産業化等の推進
多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの 6 次産業化を推進するとともに、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の 6 次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図るほか、令和 12 年までに加工・業務用野菜の出荷量を 5 割増加、令和 7 年までに学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を、令和元年度から維持・向上した都道府県の割合 90%以上などを目標とする。

農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進し、多様な担い手の育成・確保を図り、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。生産基盤である農地について、集約化に重点を置いて、農地の適切な利用を促進し、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。令和5年までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するほか、40代以下の農業従事者を40万人に拡大、法人経営体数を5万法人にする。

更なる農業の競争力強化のための改革

農業競争力強化プログラムに基づき、農業者が自由に経営展開できる環境を整備し、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめ13項目について取り組み、更なる農業の競争力強化を実現する。

人口減少社会における農山漁村の活性化

多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設、ジビエ利用量を令和元年から令和7年度までに倍増、令和6年度までに農福連携に取り組む主体の3,000創出を目標とする。

農業の生産基盤強化のための新たな政策展開

農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業にするため、輸出拡大のための加工・流通施設の整備、畜産農家への施設・機械整備の促進、新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化、水田農業における高収益作物等への転換、スマート農林水産業の現場実装、自然災害への対応の強化、家畜疾病対策の強化を推進する。

農業DXの推進

社会全体でデジタル技術を活用した変革が求められており、農業者の高齢化や労働力不足等に対応しつつ、生産性を向上させ農業を成長産業としていくためには、農業のデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現が不可欠となっている。このため、行政手続きのオンライン化や農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF 地図)による農地情報の統合など、データ駆動型の農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業への変革を進める。

④農業 DX 構想

農業者の高齢化や労働力不足が進む中、デジタル技術を活用して効率の高い営農を実行しつつ、消費者ニーズをデータで捉え、消費者が価値を実感できる形で農産物を提供していく農業への変革の実現を目指した、農業 DX 構想が令和 3 年 3 月に取りまとめられました。

デジタル技術を活用し、農業者、農業団体、卸・物流、加工・食品、小売・外食、そして消費者のデータを共有することによりバリューチェーン全体で変革を起こし、農業を巡る課題の解決を図ることが求められています。

<農業 DX 構想で取りまとめられたプロジェクト(一部)> ※農業 DX 構想より抜粋

スマート農業推進総合パッケージ
自動走行に適した基盤整備や、ICT 機器等の運用に必要な通信環境等の整備など、スマート農業の実装に向けた農業農村整備の推進方策を検討する。
有機農業見える化プロジェクト
有機農業の環境保全上の優位性や有機農法の再現性を、定量的評価により客観的に示す指標を提供することができないか検討する。
eMAFF 地図の現場活用推進プロジェクト
農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF 地図)により、現場の農地情報がデジタルデータとして統合されることを踏まえ、農地の利用状況の確認のほか、適地適作の推進や農業機械の自動運行など、営農活動における活用方法を検討する。
消費者ニーズを起点としたデータバリューチェーン構築プロジェクト
農業現場から消費者までバリューチェーン全体のプレイヤーをデータで結びつけ、様々な主体が購買情報等のデータを活用し、新たな価値の創造や販路の開拓に向けて柔軟に連携できる環境及び流通の形について検討する。
食品流通におけるブロックチェーン活用プロジェクト
農産物の生産履歴や取引情報の管理の効率化・高度化に向けて、高い耐改ざん性等を有するブロックチェーン等の新技術を活用することのメリットについて、農産物の生産・流通の特性を踏まえて検討する。

(2) 県の動向

千葉県総合計画では、「農林水産業が魅力ある力強い産業に育っている千葉」を目指し、おおむね 10 年後の目指す姿が示されており、千葉県農林水産業振興計画では、それらの目指す姿の実現に向けて取り組むこととして、4 年間の計画期間内に効果的かつ集中的に展開する施策を、園芸、農産、畜産、森林・林業、水産の部門別に戦略として打ち出しています。

<基本施策(一部)> ※千葉県農林水産業振興計画より抜粋

1. 次世代を担う人材の育成・確保
<ul style="list-style-type: none">■ 農業所得の向上・雇用創出に向けて、販売額 3,000 万円以上の経営体を育成■ 地域農業を支える集落営農組織や小規模農家の取組を支援■ 農業内外からの新規就農者の確保・定着や企業による農業参入を促進
2. 農林水産業の成長力の強化
<ul style="list-style-type: none">■ 作業の省力化や生産性の向上につながるスマート農林水産業を加速化■ 生産性を高める農地の大区画化や野菜など高収益作物の栽培に向けた水田の汎用化を推進■ 農地の集約化に向けて人・農地プランの話し合いを推進■ ちばエコ農業や有機農業など環境負荷軽減の取組や耕畜連携による資源循環型農業を推進■ 革新的な生産技術及び品種開発、環境への調和や資源の維持増大に関する試験研究を推進
3. 市場動向を捉えた販売力の強化
<ul style="list-style-type: none">■ 加工・業務用需要の拡大など市場動向を捉えた産地の流通販売体制の整備を推進■ 地産地消、グリーン・ブルーツーリズムの推進、地域資源を活用した商品開発を支援■ 県オリジナル品種や新たな「食」の提案等により県産農林水産物のブランド力を強化
4. 地域の特色を生かした農山漁村の活性化
<ul style="list-style-type: none">■ 交流人口の拡大により農山漁村の将来を担う多様な人材の定着を促進■ 農山漁村がもつ多面的機能を維持・発揮するための地域住民等による活動を支援
5. 災害等への危機管理の強化
<ul style="list-style-type: none">■ 収入保険等の加入促進や農業用施設の補強対策等により農業経営へのリスクを軽減■ 飼養衛生管理基準の徹底及び監視体制の強化により家畜防疫体制を強化
部門別戦略の目指す姿
<ul style="list-style-type: none">■ 園芸:生産基盤の強化による力強い産地づくりと市場での確固たる地位の堅持■ 農産:水田農業の持続的な発展と畑作経営の効率化■ 畜産:多様な畜産経営を実現

(3) 市の動向

令和4年度から令和12年度を計画期間とする、本市の最上位計画「君津市総合計画」を令和4年3月に策定しました。新しい技術・施設の導入等により農業生産の安定化を図り、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を活かすとともに、多くの人が活躍できる農林業の実現を目指し、農業分野では三つの施策が展開されています。

<施策の展開(一部)> ※君津市総合計画より抜粋

①多様な担い手が活躍できる環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な担い手の確保、育成及び組織化を関係機関(国・県・JA)等と連携して推進します。 ■ 長期間安定して農地の借入れができる農地中間管理事業の活用を促進し、耕作放棄地の発生防止、解消に取り組みます。 ■ 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置、追い払い等の被害対策を支援するとともに、市民と行政が連携し、地域の有害鳥獣捕獲の担い手確保に積極的に取り組みます。
②安定した農業経営の確立
<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業経営基盤の確保と整備のほか、農地・農業用施設の保全に取り組みます。 ■ 特産品の高付加価値化と販路拡大を促進します。 ■ 6次産業化・農商工連携による収益機会の拡大を支援します。 ■ デジタル技術など新技術の導入による生産性の向上を促進します。
③農業体験、食育等による都市農村交流の促進
<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業体験や学校給食の食材提供などを通して食育活動を推進します。 ■ 地産地消の取組を通して生産者と消費者をむすびつける機会を増やし、食や農業への理解の促進を図ります。 ■ グリーン・ツーリズム、観光農園、市民農園の取組促進により都市住民との交流機会の増加を図ります。 ■ 本市農林業の魅力向上に向けて、SNSやホームページなどを用いた情報発信を行います。

<目標指標(一部)> ※君津市総合計画より抜粋

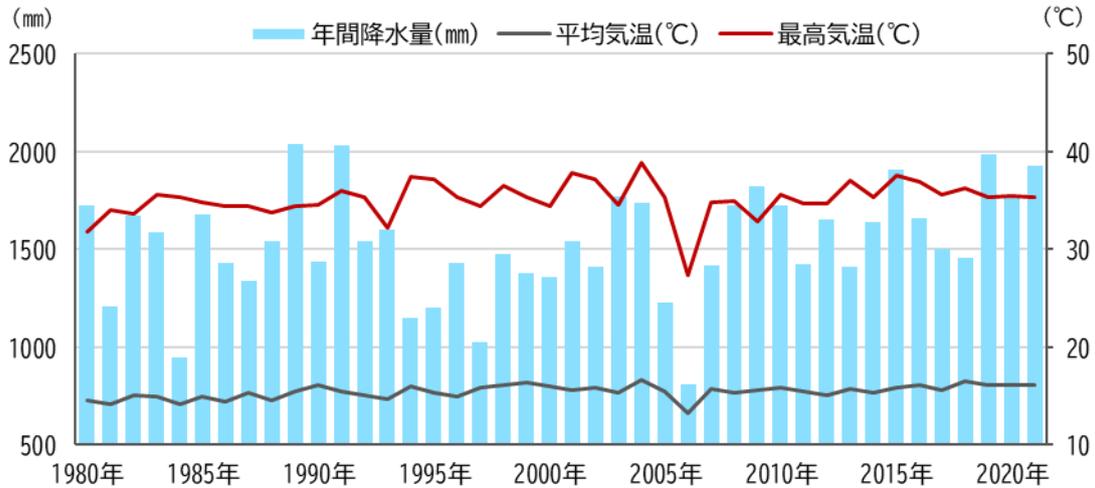
指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
家族経営協定の締結数	25件	30件
認定農業者数	102件	110件

(4) 自然環境と社会情勢

①地球温暖化と自然災害

1980年の君津市の平均気温は14.6℃、最高気温は31.8℃であったが、2020年の平均気温は16.1℃、最高気温は35.5℃となっており、地球温暖化の影響がみられます。また、近年は洪水や大型台風など自然災害による農産物の被害が甚大であり、地球温暖化や自然災害に対応した農業生産が求められています。

気象環境の推移



出典：気象庁（気象データより作成）

②持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されました。持続可能なより良い世界を実現するため新たに17の開発目標が掲げられ、農業分野においても開発目標値へのアプローチが期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 君津市の農業が抱える課題

(1) 農業を持続可能な産業にするための課題

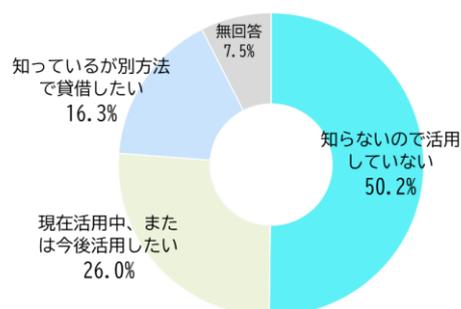
全国的な傾向と同様、農業従事者の減少と高齢化、後継者の不足により、担い手の確保が課題となっています。農業従事者が減少する中、本市の農業生産を維持していくためには、効率的な農地の活用と多様な担い手の確保、育成が必要です。

本市の特徴として、法人化や法人化を目指す大規模経営体が増加する一方、中小規模の経営体が経営耕地面積の過半以上を占め、重要な担い手となっています。

◆効率的な農地利用に向けた取組の促進

農地中間管理事業について、「知らないで活用していない」が最も多くなっており、効率的な農地の活用に向けて一層の制度の周知が必要です。また、「現在活用中、または今後活用したい」の割合も多いため、今後、農地の受け手の確保に向けた地域内での話し合いを行うことが重要です。

農地中間管理事業の活用意向

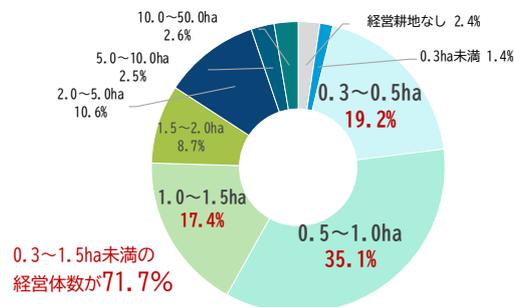


農業振興地域整備計画策定に関するアンケート調査（君津市農政課）

◆地域を支える多様な担い手の存在

大規模経営体が増加する一方で、本市では 0.3～1.5ha 未満の経営面積の経営体が全体の 71.7%となっています。農業を持続可能な産業とするためには、農業生産だけでなく、農村や農地の維持活動も必要不可欠であり、こうした多様な担い手が地域農業を支える重要な存在となります。

2020年 経営耕地面積規模別経営体数の割合

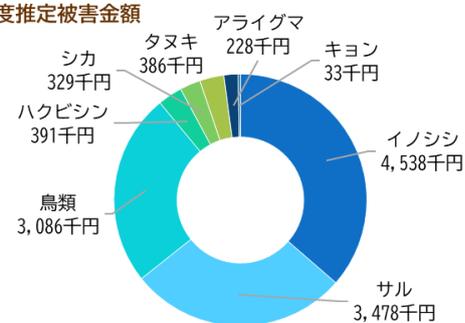


出典：2020年農林業センサス（経営耕地面積規模別経営体数）

◆有害鳥獣への対応

本市では、イノシシ、サル、鳥類などの野生動物による農作物被害が発生しています。被害の増加は、農業者の営農意欲の減退や耕作放棄地の拡大などの要因となること、また、近年では農地だけでなく居住地などの生活環境への影響も懸念されるため、被害防止に向けた取組が必要になっています。

R3年度推定被害金額



君津市農政課調べ

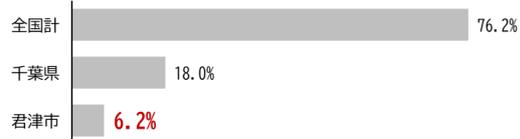
(2) 農業経営の安定化を図るための課題

農業においては、担い手不足のほかに農産物価格の伸び悩み、有害鳥獣による農作物への被害のほか、異常気象による被害の発生など農業経営に大きな影響を与える問題が存在しています。こうした中で、本市の農業者が安定的に農業経営を継続するためには、様々なリスクに備えつつ、経営者が的確に経営判断ができる環境を整えることが必要です。さらに経営発展を図るためには、農業生産・管理におけるデジタル化といった新たな技術の導入などにより、農業所得の向上を図っていく必要があります。

◆経営リスクへの対応

台風や雪害などの自然災害による農作物の損傷や減収、浸水被害のほか市場価格の低下や運搬中の事故など、経営リスクへの対応策として農業共済や農業経営収入保険がありますが、収入保険の加入率は6.2%と低い状況です。収入保険への加入は青色申告を行っている農業者が対象となりますが、青色申告を行っている経営体の割合は3割未満となっており、制度の周知が必要です。

収入保険の加入率



青色申告を行っている経営体の割合

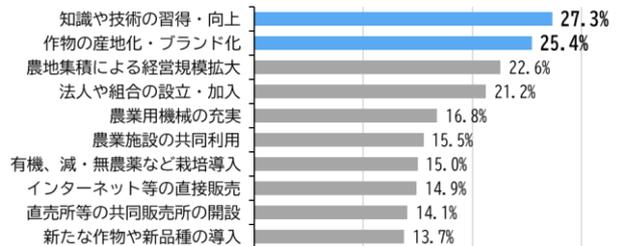


出典：農林水産省 | 収入保険データ (R4.3月時点) より作成

◆意欲的な農業者の存在

今後の農業で重要なことについて、「知識や技術の習得・向上」といった個人の成長を求める回答に次いで、「作物の産地化・ブランド化」といった産地全体での取組に係る回答が多くなっています。今後は、意欲的な農業者が自発的に活動できるような支援を行うことに加え、農産物のPRなど、産地が一体となった取組を進める必要があります。

今後の農業で重要なこと (複数回答)



農業振興地域整備計画策定に関するアンケート調査
(君津市農政課)

◆6次産業化・農商工連携の取組

6次産業化は、農業者の経営安定はもとより、農産物の価値向上にも寄与します。本市では、1経営体が国の補助金を活用し、6次産業化に取り組んでおり、農産物の販売力向上に繋がっています。今後も、本市を代表する新商品が生まれるよう千葉県などと連携しながら、農業者の取組を支援していく必要があります。

(3) 農業の価値を高めるための課題

本市の農業に活気をもたらす持続可能な産業とするためには、農業者による農業生産のみならず、市民の農業理解や地元愛をはぐくむこと、本市の農業及び農産物のブランド化を図ることが必要です。そのためには、市民に対して農と触れ合う機会を増やすことや、都心との良好なアクセスを活かした都市部住民との交流促進なども、有効な手段の一つとして考えられます。また、昨今の社会情勢や環境への影響を踏まえ、化学肥料の使用量削減や炭素固定の取組など、地球環境に配慮した取組が求められています。

◆都市部住民との交流

農業生産関連事業について、本市では小売業の割合が高くなっているのに対し、農産物の加工、観光農園、貸農園・体験農園等、農家民宿、農家レストラン等は低い状況です。

今後、君津インターチェンジや木更津東インターチェンジ周辺における新たな産業の受け皿、地域の賑わい創出として、地域の観光資源を活かした農業生産関連事業が期待されます。

農業生産関連事業を行っている経営体の事業種別数と割合

区分	農業生産関連事業を行っている実経営体数	事業種別 (複数回答)								
		農産物の加工	小売業	観光農園	貸農園・体験農園等	農家民宿	農家レストラン	海外への輸出	再生可能エネルギー発電	その他
千葉県	3365	803	2290	312	108	26	39	24	62	369
	100.0%	23.9%	68.1%	9.3%	3.2%	0.8%	1.2%	0.7%	1.8%	11.0%
君津市	277	28	251	13	6	1	1	1	1	9
	100.0%	10.1%	90.6%	4.7%	2.2%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	3.2%

※複数選択のため合計値が100%にならない

出典：2020年農林業センサス（農業生産関連事業を行っている経営体の事業種別別経営体数）

◆市民が農に触れ合う機会の提供

市民農園の整備推進により、区画数は令和3年度に大きく増加し、不耕作農地や遊休農地の有効活用と農作業の体験を通じた都市部住民と農村との交流による地域活性化を図っています。今後は、利用率の向上に向けた利用者へのフォロー体制の整備が必要です。

市民農園の区画数と区画利用率

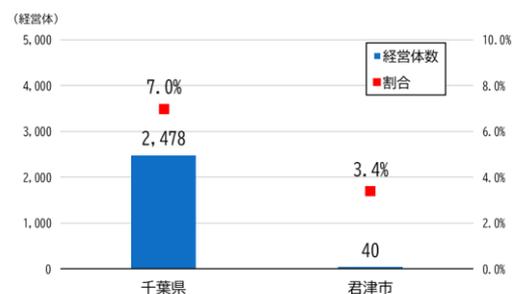
	H30	R1	R2	R3
区画数	169	158	157	336
利用区画	129	118	135	147
利用率	76.3%	74.7%	86.0%	43.8%

君津市農政課調べ

◆有機農業に取り組む経営体の存在

水稲や野菜をはじめとした有機農業が行われていますが、取り組んでいる経営体数の割合は県平均と比較して低い状況です。千葉県独自の農産物認証制度として平成14年にスタートしたちばエコ農産物認証制度は、環境保全と食の安心・安全に配慮して生産された農産物を認証するもので、市内には9か所のちばエコ農産物販売協力店があります。今後は、認証制度の周知や環境に配慮した取組の拡大が期待されます。

有機農業に取り組んでいる経営体数とその割合



出典：2020年農林業センサス

(有機農業に取り組んでいる経営体の取組品目別作付経営体数と作付面積)

<君津のちばエコ農産物販売協力店一覧>

販売店名	「ちばエコ農産物」の主な販売品目	住所	分類
ザ鹿野山カントリークラブ	米	鹿野山288	小売店
吉田屋久留里店	米	久留里市場821	小売店
ファミリーセンタータカヨシ俵田店	茶	上新田531-3	スーパー
わくわく広場坂田店	たまねぎ	西坂田2-6-2	スーパー
スーパー富分君津店	米	南子安5-28-14	スーパー
房総四季の蔵旬の蔵	米 びわ れんこん	三直162	直売所
JAきみつ味楽園おびつ店	きゅうり ほうれんそう かぶ にんじん はっさく とうもろこし	末吉238-1	直売所
JAきみつ味楽園さだもと店	レタス ほうれんそう きゅうり かぶ とうもろこし 米	貞元133-1	直売所
農産物直売所わんベジ	ほうれんそう いちご だいこん きゅうり キャベツ とうもろこし にんじん	大坂1020	直売所

「ちばエコ農産物」の5つのポイント！

その1 化学合成農薬と化学肥料は通常の半分以下！

「環境にやさしい農業」を進めながら、安心して購入できる農産物をお届けするため、化学合成農薬と化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培しています。（養液栽培では化学合成農薬のみ通常の半分以下となります。）

環境にやさしい「ちばエコ農産物」



「ちばエコ農産物」認証マーク

「ちばエコ農産物」紹介パンフレットより

その2 栽培作業をしっかりと記録！

「ちばエコ農産物」の生産者は、「どんな農薬をいつ使ったか」など、作業をしっかりと記録しています。

その3 栽培前と収穫前の2回の審査！

「ちばエコ農産物」は、あらかじめ栽培作業の計画を立てて審査を受けてから栽培がスタートします。さらに収穫される前に、基準を守って栽培されたことを、もう1度確認してから出荷されます。

その4 現地確認を実施！

収穫前の審査では、実際に畑に行き、「ちばエコ農産物」のマークを付けて出荷してよいか、厳しい目でしっかりと確認します。

その5 インターネットで情報をチェック！

ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」（このホームページです）では、「ちばエコ農産物」の袋や箱に印刷された「認証番号」から詳しい栽培情報が分かるほか、「ちばエコ農産物販売協力店」などの情報もお知らせしています。

出典：千葉県ホームページ

IV 君津市の農業が目指す姿

I 目指す将来像

多様な担い手が活躍できる持続可能な農業の実現

【目指す将来像】

- 地域の農業者や農地所有者、地域住民が農地の活用や農業の活性化について共通認識をもち、前向きに取り組んでいます。
- 新規就農希望者の受け入れや農福連携、環境にやさしい農業などの取組について関係者が理解を深め、多様な担い手が働きやすい環境が整っています。
- 農業経営者が営農に関する必要な情報を得られ、経営規模に応じた適切なリスク管理を行いながら的確な経営判断を行い、経営発展に向けて取り組んでいます。
- 本市の農業・農産物について理解が深まり、本市の農業・農産物を応援する気持ちをもつ消費者が定着し、交流が継続しています。

2 目標指標

目指す将来像の実現に向け、次の三つのテーマをもとに取組を展開し、下表の項目を目標指標とします。

- (1) 多様な担い手が活躍できる環境の整備
- (2) 安定した農業経営の確立
- (3) 都市農村交流の促進と環境問題への対応

<目標指標> (一部抜粋)

詳細は、P37 参照

目標指標	現状値	目標・目標値 (令和 14 年度)
農地の賃借面積	308.6 ha (※令和 4 年 9 月時点)	340ha
認定農業者数	106 人 (※令和 3 年度末)	110 人
環境や食の安全安心に配慮した取組	ちばエコ農産物認証 21 件 (※令和 3 年度)	ちばエコ農産物認証 30 件 その他の取組 増加

3 部門別の生産振興

◇水稲

水稲は、本市の農地面積の大半を占める主要な作物です。人口減少や、食生活の多様化による需要の減少により、生産量や作付面積の減少の必要が今後も見込まれる中、安定した量と価格での供給を図るため、経営所得安定対策等推進事業や水田活用直接支払交付金、飼料用米等拡大支援事業等を活用し、需要に見合った主食用米の生産のほか、飼料用米や加工用米などへの取組を促進するとともに、需要に応じた新品種や環境に配慮した生産の取組を支援します。

◇その他作物（枝豆（小系在来®）・大豆）

本市の特産である在来大豆「小系在来®」は、枝豆のオーナー制や大豆加工品の開発などの取組が行われていますが、安定生産と品質向上を図るため、作付面積や生産者の増加、担い手への作業受託、機械化などによる省力化生産体制を整え、生産の定着と拡大を図ります。

◇園芸（野菜（露地、施設）、花き（露地、施設）、果樹）

本市の気象条件などに応じた品目・品種・作型の導入と、施設化の促進や新技術の導入、既存技術の見直しなどによる生産の周年化、安定化など、生産性の向上を促進します。また、労働時間の短縮と作業の省力化・効率化に向けた支援に努めます。新規参入者が取り組む際の課題の整理と支援体制の整備を行い、円滑な定着を促進します。

あわせて、小面積でも実践可能な少量多品目の生産・販売の取組を直売所、生産者団体等と連携して支援します。

◇畜産

販売額の過半を占める畜産は、本市の重要な生産部門となっています。主に法人経営体による経営が多く、良質な生産・飼育環境の整備による生産の維持拡大・充実を支援します。家畜排せつ物を農作物の栽培で有機質肥料として有効活用する「耕畜連携」を促進するとともに、生産者における衛生管理の徹底を支援し、防疫体制の強化に努めます。

◇6次産業化

地域で展開されている自家生産物や君津市産農畜産物の加工・販売の活動を促進し、直売所での直接販売のほか、ネット販売、体験農業との組み合わせや観光産業との連携など、多様な取組の展開を支援し、農産物と農産物加工品の販売促進のほか、地域の活性化を図ります。

4 地区別の生産振興

◇君津地区

地区の約40%が市街化区域である一方、農業振興地域は、市街化区域に接した小系川下流に位置する平野部の基盤整備が完了した水田、三舟山北部の丘陵部は主に畑地となっています。本地区は都市と農村の調和ある発展を目指して、引き続き立地を活かした都市近郊型農業を推進し、農地としての効率的な利用を図ります。

◇小系地区

小系川沿岸部の平坦な農地では大規模な稲作が行われており、引き続き需要に応じた米生産と併せて、豊富な水資源を利用したカラーなどの花きや野菜等の施設園芸、地域資源を活用した観光農業などの展開により、農地の保全・管理を図ります。

また、丘陵地帯では、木更津市との市境周辺に位置する基盤整備が完了した畑地や畜産施設等を中心に、農地の効率的な利用を図ります。

◇清和地区

小系川流域の農地については、担い手不足や鳥獣被害が問題となっていることから、農地の流動化促進や鳥獣被害対策により農地の維持に努めます。山間農業地域においては、機械化等の対応が難しいことから、花き、野菜、果樹など少量多品目栽培で多様な販路を確保するなど、地域の特色を活かした農地の利用を図ります。

◇小櫃地区

本地区の小櫃川及び御腹川流域は、平坦地で基盤整備が完了している農地で主に水田として利用されており、引き続き需要に応じた米生産と転作で作付けされた良質な農産物の安定生産を図ります。

また、国道410号バイパスの整備を契機とした、観光農業などの展開による農地の保全及び利用の促進を図ります。

◇上総地区

本地区の大部分は中間農業地域及び山間農業地域に指定された丘陵地帯ですが、小櫃川流域には基盤整備が完了した水田地帯、小櫃川地区広域農道周辺には畑作地帯が存在し、営農が行われています。緩傾斜な丘陵地帯では、露地栽培や施設園芸、畜産等が行われていますが、担い手不足や鳥獣被害が問題になっているため、農地の流動化や鳥獣被害対策等の取組の支援を通して、農地の保全・確保を図ります。

5 施策体系

目指す姿の実現に向けた本計画の取組テーマを、「多様な担い手が活躍できる環境の整備」、「安定した農業経営の確立」、「都市農村交流の促進と環境問題への対応」とし、それぞれのテーマに合わせた取組内容を計画の施策として展開します。



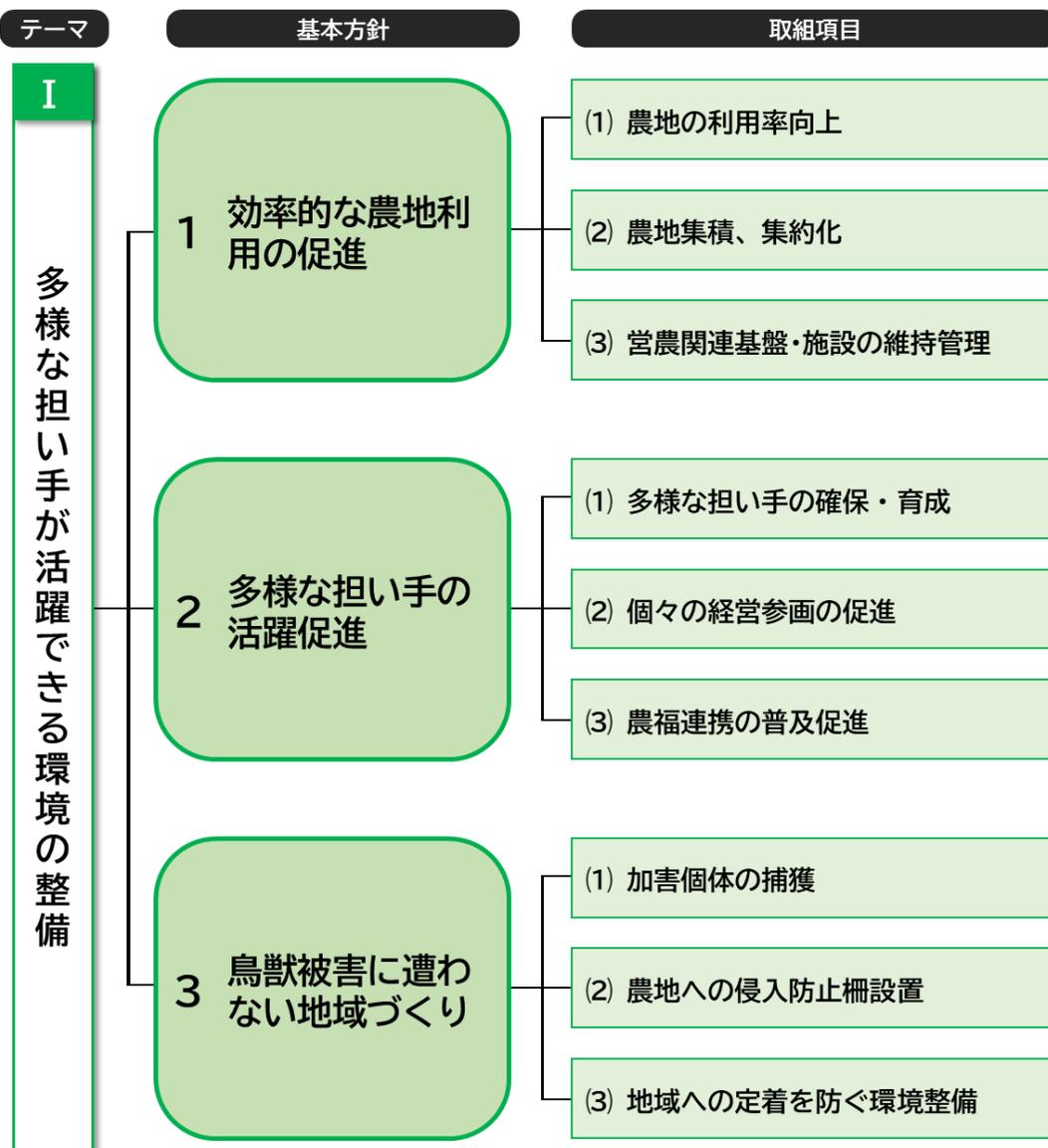
取組内容	目標指標	現状値（令和2年度）	目標・目標値
地域計画の策定などによる農地利用に関する課題の共有化	農地の貸借面積	308.6ha(※令和4年9月時点)	340ha
農地中間管理事業の活用などによる農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止	農地の貸借面積（再）	308.6ha(※令和4年9月時点)	340ha
農業経営基盤の確保と整備、農地・農業用施設の保全への取組	事業活用組織数	24組織	増加
新規就農者・中小規模農業者等の活躍促進、法人参入・半農半X等の取組促進	認定新規就農者数	25人（累計）	26人
経営体構成員全員の経営参画に向けた家族経営協定の普及促進	家族経営協定の締結数	25件	30件
取組事例の収集・分析とマッチングによる農福連携の促進	農福連携マッチング数	0件	増加
捕獲従事者の確保・育成、有害鳥獣の捕獲とジビエ等での有効活用	鳥獣による農産物被害額	27,477千円	現状値以下
農作物への被害を防ぐ侵入防止柵の効果的な設置	鳥獣による農産物被害面積	16.5ha	現状値以下
住民が主体となった集落に近づけさせない地域ぐるみの対策の促進	有害鳥獣対策取組組織数	5組織	増加
収入保険・共済等の加入促進	収入保険加入数	9件（※令和3年末）	増加
病害虫防除と畜産防疫対策	緊急連絡体制・活動体制	整備	確立
積極的に経営発展を図る農業者等への支援	認定農業者数	106人（※令和3年度末）	110人
経営者の的確な経営判断につながる環境の整備	事業・資金等の活用件数	63件	増加
デジタル技術など新技術の導入、技術の見直し	新技術導入・技術見直し取組数	0件	増加
6次産業化や農商工連携による高付加価値化の推進	経営多角化の取組数	1件	増加
農業の適正使用・放射性物質検査等の安全安心、販路拡大の取組促進	販路拡大の取組数	0件	増加
特産品のPR、民間団体や企業等との連携	農産物・特産品PR・連携取組数	1件	増加
消費者と生産者の食や農についての相互理解の促進	学校給食の君津市産食材率	55.7%	増加
体験農業や観光農園、農観連携などの取組促進	市民農園区画数	336区画（※令和3年度）	維持・拡大
環境に優しい農業、耕畜連携、GAP認証等の取組促進	環境や食の安全安心に配慮した取組	ちばエコ農産物認証 21件 （※令和3年度）	ちばエコ農産物認証 30件 その他の取組 増加

V 取組内容

テーマ I 多様な担い手が活躍できる環境の整備

多様な担い手が活躍できる環境の整備を目指し、農地中間管理事業の活用などの効率的な農地利用の促進、新規就農者など多様な担い手の育成支援、地域ぐるみで行う有害鳥獣対策の促進を図ります。

■ 施策体系



テーマ I 多様な担い手が活躍できる環境の整備

1 効率的な農地利用の促進

(1) 農地の利用率向上

地域計画の策定などによる農地利用に関する課題の共有化

高齢化や人口減少の本格化による農業者の減少や耕作放棄地の拡大により、農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地を利用しやすくし、次の担い手へと農地を引き継ぐためには、農地の利用状況を把握し集約化等に向けた取組を加速化することが重要です。

そのため、農地の立地条件や集団性、後継者の有無や今後の利用予定、地権者や担い手の意向等を考慮して地域計画を策定することにより、課題の整理・共有を行います。

取組内容	I-1-(1) 農地の利用率向上 地域計画の策定などによる農地利用に関する課題の共有化														
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等								
							市	農委	農業者	JA	共済	県-国	地域 住民	土地 改良区	農地 所有者
地域計画協議の場づくり・協議							◎	○	○	○			○	○	○
目標地図作成・調査							○	◎	○	○			○	○	○
計画策定							◎	○	○	○	○				
情報の共有							◎	○	○	○	○	○	○	○	○

目標指標	現状値	目標値
農地の貸借面積	308.6ha (※令和4年9月時点)	340ha

〈関連事業〉

・ 農地集積推進事業

(農地中間管理事業、地域計画策定)

(2) 農地集積、集約化

農地中間管理事業の活用などによる農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止

農地を適正に貸借し、借り受けた人が長期的な営農計画を立て安定した経営ができるよう、農業者と農地所有者に農地中間管理事業を活用した利用権設定への理解の醸成を図り、地域計画に基づいた農地の集積・集約化に取り組みます。また、耕作放棄地は野生動物の侵入や病害虫の発生、防災機能の低下、ごみの不法投棄など様々な問題の原因となるため、事業を活用した貸借の促進によりその発生防止を図ります。

取組内容	I-1-(2) 農地集積、集約化 農地中間管理事業の活用などによる農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止												
	項目	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等					
市								農委	農業者	中心 経営体	農地 所有者	県・国	
制度改正の周知・情報提供								◎	○	○	○	○	○
荒廃農地調査・情報共有								○	◎	○		○	
出し手と受け手への周知								◎	○	○	○	○	○
情報集積とマッチング								◎	○		○	○	○

目標指標	現状値	目標値
農地の貸借面積（再）	308.6ha (※令和4年9月時点)	340ha

〈関連事業〉

・農地集積推進事業

（農地中間管理事業、地域計画策定）

(3) 営農関連基盤・施設の維持管理

農業経営基盤の確保と整備、農地・農業用施設の保全への取組

農地の所有権、賃借権等を有する者は、農地を適正に管理する義務があります。そのため、農業者等が共同で行う農村集落の環境保全の向上活動及び農道、水路等の長寿命化のための補修・更新の意向がある地域については、農業者の組織化とその組織の取組を支援します。

また、農業経営の基盤である農地について関係法令等に則り、農業振興地域の農用地区域における優良農地の適正な管理運用に努め、地元の意向を把握しつつ、必要に応じて基盤整備を実施します。

取組内容	I-1-(3) 営農関連基盤・施設の維持管理 農業経営基盤の確保と整備、農地・農業用施設の保全への取組											
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等					
							市	農業者	農地所有者	活動組織	県-国	地域住民
地域活動組織点検・支援							◎	○		○	○	
地域活動組織の立ち上げ・活動支援							◎	○			○	
活動組織の運営							○	○		◎		○
農業振興地域制度の周知							◎	○	○			○
農業振興地域整備計画の適正な運用							◎	○	◎		○	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
事業活用組織数	24組織	増加

〈関連事業〉

- ・ 多面的機能支払交付金事業
- ・ 中山間地域活性化対策事業
- ・ 農業振興地域整備事業

2 多様な担い手の活躍促進

(1) 多様な担い手の確保・育成

新規就農者・中小規模農業者等の活躍促進、法人参入・半農半X等の取組促進

新規就農者については安心して農業に取り組めるよう、関係機関と連携して技術面・経営面等について相談対応などの支援を行うとともに、中小規模農業者等については、活用できる補助制度等の情報提供や法人化を志向する農業者への支援を行います。雇用就農や半農半Xなど多様な就農形態への支援を図ります。また、遊休農地の活用や雇用創出につながる法人の参入を地域の状況に適応した形で促進します。

取組内容	I-2-(1) 多様な担い手の確保・育成 新規就農者、中小規模農業者等の活躍促進、法人参入・半農半X等の取組促進												
	項目	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等					
市								農委	農業者	JA	県-国	相談者	
新規就農等事例の調査分析・課題の共有								◎	○	○	○	◎	
就農支援体制の検討（メンター制度等）・試行								◎	○	○	○	○	
新規就農者の相談対応・情報提供								◎	○	○	◎	◎	○
認定農業者等の認定・更新、法人化の支援								◎	○	○	○	○	

目標指標	現状値（令和2年度）	目標値
認定新規就農者数	25人（累計）	26人

<関連事業>

- ・新規就農相談
- ・農業担い手総合支援事業
- ・新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業、就農準備資金、経営開始資金）

(2) 個々の経営参画の促進

経営体構成員全員の経営参画に向けた家族経営協定の普及促進

経営体の構成員である家族が、それぞれの意見を出し合い経営の意思決定に参画することは、経営発展に効果があります。家族で農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる家族経営の利点を活かした魅力的な農業経営を推進するため、家族経営協定の締結について、普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し締結を希望する農業者への支援を行います。

取組内容	I-2-(2) 個々の経営参画の促進 経営体構成員全員の経営参画に向けた家族経営協定の普及促進												
	項目	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等					
市								農業者	JA	県-国	他市町村		
事例調査・分析・情報共有								◎		○	○	○	
経営参画に関する研修会・活動組織等の情報提供・参加支援								◎	○	○	○		
家族経営協定の周知・締結支援								◎	○	○	◎		
家族経営協定の締結・運用								○	◎		○		

目標指標	現状値（令和2年度）	目標値
家族経営協定の締結数	25件	30件

〈関連事業〉

- ・新規就農相談
- ・認定新規就農者の認定事務

(3) 農福連携の普及促進

取組事例の収集・分析とマッチングによる農福連携の促進

高齢者や障がいのある方が地域で農作業を行うことは、自然との触れ合いを通して、心身へ刺激を与える機会となり、健康の改善や自立の支援に有用な取組であると期待されています。また、農業の経営面へのメリットも注目されています。農業者と福祉事業所等の関連施設へ農福連携のメリットを積極的に発信し、マッチングを進め、障がいのある方などが農業分野で活躍することを通して、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく農福連携の取組の推進を図ります。

取組内容	I-2-(3) 農福連携の普及促進 取組事例の収集・分析とマッチングによる農福連携の促進											
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等					
							市	農業者	JA	県-国	福祉部門	関連施設
農福連携の現状確認・要望調査							◎	○	○	○	○	○
分析と結果の共有、課題整理							◎	○	○	○	○	○
関係者への投げかけ、マッチング、試験導入支援							◎	○	○	○	○	○
農福連携の取組							○	◎		○	○	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
農福連携マッチング数	0件	増加

〈関連事業〉

- ・ 農山漁村振興交付金
- ・ 農業担い手総合支援事業
- ・ 新規就農相談

3 鳥獣被害に遭わない地域づくり

(1) 加害個体の捕獲

捕獲従事者の確保・育成、有害鳥獣の捕獲とジビエ等での有効活用

イノシシ、シカ、サルなどが農作物に与える被害は続いており、農地だけでなく居住地への侵入も増えてきています。有害鳥獣被害防止のため、君津市鳥獣被害防止計画に基づき、君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会及び君津猟友会に委託し、捕獲を実施します。

また、捕獲従事者の確保・育成を図るため、狩猟免許（わな猟免許）の取得や更新、くくりわな購入の場合に補助を行うほか、捕獲従事者の埋設処理等の負担軽減のため、有害鳥獣として捕獲したイノシシやシカをジビエ肉としての有効活用を図ります。

取組内容	I-3-(1) 加害個体の捕獲 捕獲従事者の確保・育成、有害鳥獣の捕獲とジビエ等での有効活用													
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等							
							市	農業者	JA	共済	県-国	地域住民	捕獲従事者	関連事業者
捕獲従事者の実態把握・課題整理							◎	○	◎		○		○	○
課題の明確化と共有化							◎	○	◎		○	○	○	○
捕獲従事者の掘り起こし、確保・育成（研修会・講習会・実習等）							◎	○	◎		○	○	○	○
有害鳥獣の捕獲活動の実施							◎	◎	◎	○	◎		◎	○
獣肉処理加工施設の運用等によるジビエの活用促進							◎	○	○		○	○	○	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
鳥獣による農産物被害額	27,477千円	現状値以下

〈関連事業〉

- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金
- ・ 有害獣捕獲等促進事業
- ・ 獣肉処理加工施設運営費

(2) 農地への侵入防止柵設置

農作物への被害を防ぐ侵入防止柵の効果的な設置

有害鳥獣による農作物被害の増加は、農地の荒廃、農業者の生産意欲の低下につながります。

これらの被害を防ぐため、国の交付金等を活用して、有害鳥獣の農地への侵入を防ぐ侵入防止柵の設置に要する経費を助成します。侵入防止柵の設置により有害鳥獣の移動経路や行動範囲を一定程度制限できることから、わなと一体的に整備し、捕獲対策と連携することで被害防止を図ります。

取組内容	I-3-(2) 農地への侵入防止柵設置 農作物への被害を防ぐ侵入防止柵の効果的な設置													
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等							
市							農業者	JA	共済	県-国	地域住民	捕獲従事者	関連事業者	
既存設置柵の点検・確認・指導							◎	◎	○		○		○	
柵運用に関する課題整理・共有							◎	○	○	○	○	○	○	○
有害鳥獣対策補助金活用支援							◎	○	○		○	○	○	
侵入防止柵の設置・管理							○	◎	○		○	○	○	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
鳥獣による農産物被害面積	16.5ha	現状値以下

〈関連事業〉

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金
- ・有害獣侵入防止柵設置事業等補助金

(3) 地域への定着を防ぐ環境整備

住民が主体となった集落に近づけさせない地域ぐるみの対策の促進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を餌場としないことや有害鳥獣が生息する、山林と農地との間に草地などの身を隠すことができる場所を作らないことが重要です。そのためには、農地にある作物の残渣を放置しないなどの農地での対策に加えて、空き地などの草刈りを徹底する、収穫しない庭木の果樹や生ごみを動物から見えないようにするなど、地域ぐるみの取組が欠かせません。地域住民全体を対象とした研修会の開催等により、地域ごとの有害鳥獣の出没状況や被害状況に応じて、地域住民や生産者自らが行う有害鳥獣被害を防ぐための取組を推進します。

取組内容	I-3-(3) 地域への定着を防ぐ環境整備 住民が主体となった集落に近づけさせない地域ぐるみの対策の促進													
	項目	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等						
								市	農業者	JA	共済	県-国	地域住民	捕獲従事者
地区別被害状況調査・分析								◎	○	○	○	○	○	○
地区別の課題整理・協議の場の設定								◎	○	○		○	○	○
「市民が主役のまちづくり事業支援制度」の周知啓発、取組支援								◎	○			○	○	○
国県事業への誘導								◎	○			○	○	
取組内容の確認、実施								○	○	○		◎	○	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
有害鳥獣対策取組組織数	5組織	増加

〈関連事業〉

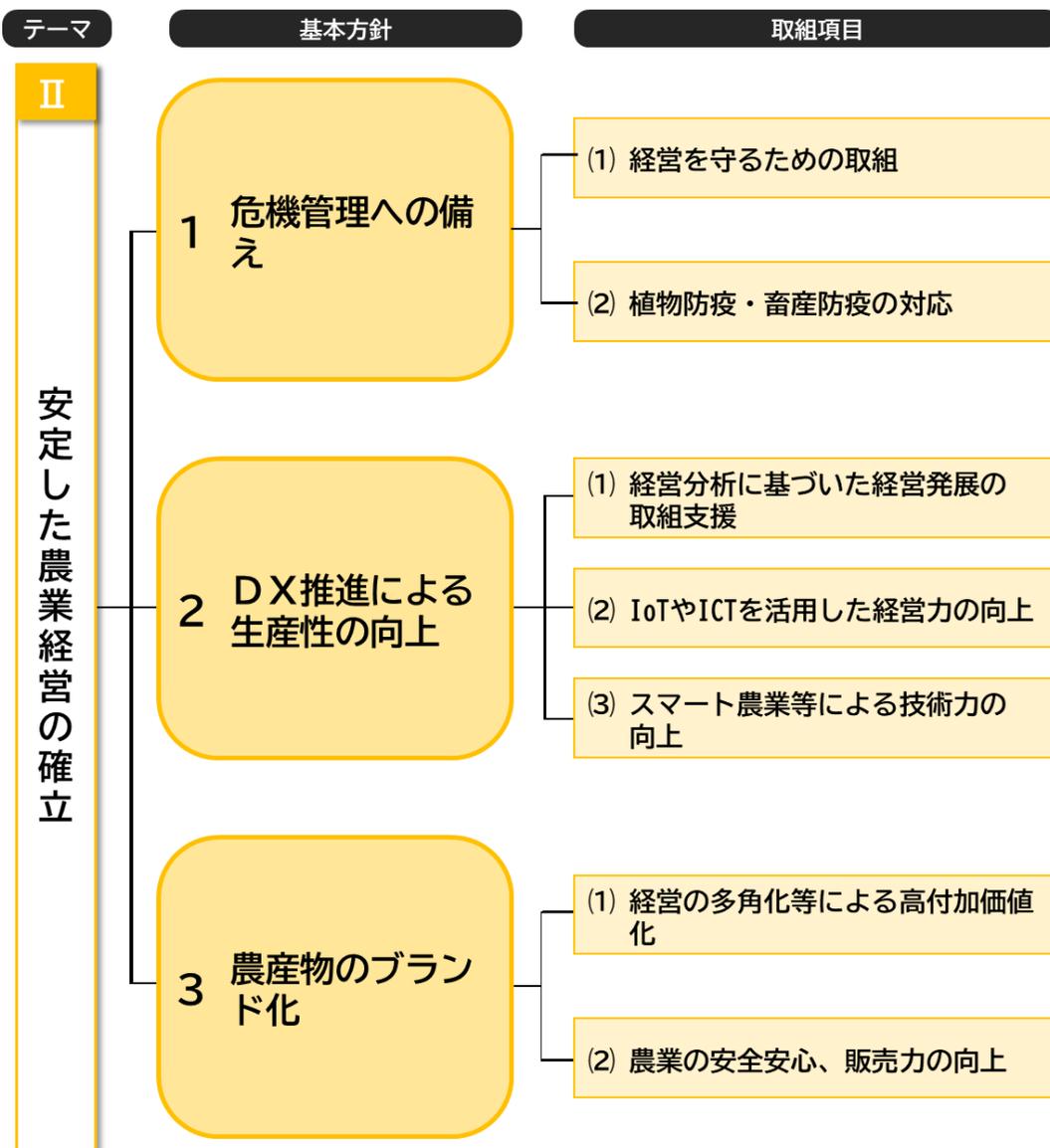
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金
- ・ 有害獣捕獲等促進事業
- ・ 有害獣侵入防止柵設置事業等補助金
- ・ 市民が主役のまちづくり事業支援制度

（事業メニュー：地域で取り組む有害鳥獣対策）

テーマⅡ 安定した農業経営の確立

農業経営者の安定した経営の確立を目指し、既存農業の支援に加え、デジタル技術導入や生産性向上に向けた取組のほか、危機管理に対する取組や付加価値の向上に向けたブランド化の取組を促進します。

■ 施策体系



テーマⅡ 安定した農業経営の確立

1 危機管理への備え

(1) 経営を守るための取組

収入保険、共済等の加入促進

近年、台風による強風や大雪などの自然災害が多発し、農業用施設において大きな被害が発生しており、本市においても、令和元年房総半島台風等で甚大な被害が発生しました。将来にわたり、継続的かつ安定的な農業経営を行っていくためには、事前の対策を講じることが重要となっています。このため、農業者自らが農業用施設等の被害軽減に向けた対策を実践できるよう、技術対策、農作業安全等の情報提供を行うとともに、収入保険や農業共済などのセーフティネット制度の活用について普及啓発を行い、加入促進を図ります。

取組内容	Ⅱ-1-(1) 経営を守るための取組 収入保険、共済等の加入促進						関係機関・関係者等				
	R5	R6	R7	R8	R9	～	市	農業者	JA	共済	県-国
収入保険新規加入の支援							◎	○	○	◎	○
収入保険や農業共済等の普及啓発							◎	○	○	◎	○
農作業安全等の情報提供							◎	○	○	○	◎
経営リスクに関する取組							○	◎	○	○	○

目標指標	現状値	目標
収入保険加入数	9件（※令和3年末）	増加

〈関連事業〉

- ・収入保険加入促進事業
- ・飼料用米等拡大支援事業
- ・経営所得安定対策等推進事業

(2) 植物防疫・畜産防疫の対応

病虫害防除と畜産防疫対策

病虫害を適切に防除し、農作物被害を未然に防止していくことは、安定的な農業生産の実現に向けた取組として重要です。本市の主要農産物である水稻の病虫害防除について、効率的で効果的な農薬空中散布事業への支援を行うとともに、関係機関と連携し、農薬の安全使用や病虫害発生予察に係る情報の提供を行うことで、適期防除を図ります。

鳥インフルエンザ等の家畜伝染病は、畜産経営への直接の被害のほか、流通など地域にも大きな影響があります。この影響を最小限に抑えるため、県と連携し、情報の周知や発生時に備えた初動体制の整備等を図ります。

取組内容	Ⅱ-1-(2) 植物防疫・畜産防疫の対応 病虫害防除と畜産防疫対策												
							関係機関・関係者等						
項目	R5	R6	R7	R8	R9	～	市	農業者	JA	共済	関連団体	県-国	事業者等
農産物病虫害の防除支援							◎	○	○	○	○	○	○
畜産環境衛生対策の実施							○	◎	◎	○	○	○	○
畜産防疫の取組支援							◎	○	○	○	○	◎	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
緊急連絡体制・活動体制	整備	確立

〈関連事業〉

- ・ 植物防疫事業補助金
- ・ 畜産防疫（鳥インフルエンザ・豚熱等）への対応

2 DX 推進による生産性の向上

(1) 経営分析に基づいた経営発展の取組支援

積極的に経営発展を図る農業者等への支援

認定農業者等の営農意欲の高い農業者に対して、収入保険や農業共済などのセーフティネットの活用などによる経営リスクへの備えを前提に、経営の改善に必要な施設整備や機械導入を支援します。また、経営改善に必要な資金を円滑に活用するため、農地取得や機械、施設の改良取得に係る資金に対して、利子補給を行います。

取組内容	Ⅱ-2-(1) 経営分析に基づいた経営発展の取組支援 積極的に経営発展を図る農業者等への支援										
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等				
市							農業者	JA	金融機関等	県-国	
経営発展に関する取組についての意向調査、マッチング							◎	○	○		○
国・県補助事業等を活用した機械導入等の支援							◎	○	○		○
規模拡大などに必要な資金の借入れに係る利子補給							◎	○	◎	◎	○
品目別産地構想等の検討							◎	○	◎		○
事業、資金・利子補給の活用							○	◎	○	○	○

目標指標	現状値	目標値
認定農業者数	106人 (※令和3年度末)	110人

〈関連事業〉

- ・産地生産基盤パワーアップ事業
- ・農業近代化資金利子補給金
- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・農業経営基盤強化資金利子補給事業
- ・畜産競争力強化対策整備事業
- ・農業担い手総合支援事業
- ・農産産地支援事業
- ・「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業

(2) IoTやICTを活用した経営力の向上

経営者の的確な経営判断につながる環境の整備

厳しい環境の中、農業経営を発展させていくには、農業者自ら経営判断に必要な情報を収集・取捨選択するとともに、経営と家計の分離を図り、青色申告を行うなど自らの経営状況を分析し、生産に係る設備等の維持管理・更新等を計画的に進めていく必要があります。

的確な経営判断に基づき経営発展を目指す農業者への支援として、関係機関と連携し、農業経営に関する知識の習得や栽培技術向上に向けた研修会、交流会への参加の促進を図ります。

取組内容	II-2-(2) IoTやICTを活用した経営力の向上 経営者の的確な経営判断につながる環境の整備												
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等						
							市	農委	農業者	JA	共済	県-国	関係者
青色申告等の経営分析の導入検討支援	◎						◎		○			○	○
認定農業者の認定、再認定や認定内容変更等の確認	◎						◎		○	○		○	
MAFFアプリの活用促進							◎	○	○			○	
青色申告の開始など経営分析手法の確立、MAFFアプリの活用							○		◎	○		○	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
事業・資金等の活用件数	63件	増加

〈関連事業〉

- ・ 農業担い手総合支援事業
- ・ 認定農業者新規認定、更新

(3) スマート農業等による技術力の向上

デジタル技術など新技術の導入、技術の見直し

農業者の高齢化や労働力不足が進む中、生産性・収益性の向上を目指したデジタル技術等の活用が注目されています。そこで、農作業の効率化や省力化等に対応したデジタル技術を導入しようとする農業者を、関係機関と連携し支援します。

また、デジタル技術導入により、誰もが取り組みやすい農業を目指すため、農業に関する新技術の情報を農業者へ発信していきます。あわせて、既存の技術の見直し等による作業の効率化・省力化に向けた取組を支援します。

取組内容	Ⅱ-2-(3) スマート農業等による技術力の向上 デジタル技術など新技術の導入、技術の見直し												
	項目	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等					
市								農業者	JA	機械メーカー等	研究機関等	県-国	
認定農業者等の事業活用要望調査、マッチング								◎	○	○	○	○	○
国・県補助事業等を活用した新技術等の導入支援								◎	○	○	○	○	◎
デジタル技術などの情報収集・発信								◎	○	○	○	○	◎
新技術の導入、技術見直しの取組								○	◎	○	○	○	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
新技術導入・技術見直し取組数	0件	増加

〈関連事業〉

- ・ 農業担い手総合支援事業
- ・ 農産産地支援事業
- ・ 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業

3 農産物のブランド化

(1) 経営の多角化等による高付加価値化

6次産業化や農商工連携による高付加価値化の推進

農業者の経営多角化による所得向上を図るため、農業者が農林水産物の生産だけでなく、その加工、販売までを一体的に行う6次産業化の取組、農業者と商工業者が連携し新たな商品等の開発などに取り組む農商工連携の取組を、関係機関等と連携しながら支援します。

なお、本市は魅力ある農畜産物や地域の伝統的な食文化（郷土料理）のほか、高い生産技術を持つ生産者など多くの資源を有しており、こうした有形・無形の資源は全て6次産業化に活用できる可能性を秘めています。そのため、6次産業化の推進にあたっては、市内で生産される全ての農畜産物を対象品目として、最大限活用するものとし、持続可能な農業の実現に向けて、他業種等との連携を図り、本市農畜産物の価値向上等に取り組む農業者の育成を図ります。

取組内容	II-3-(1) 経営の多角化等による高付加価値化 6次産業化や農商工連携による高付加価値化の推進												
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等						
							市	農業者	JA	県-国	直売所	商工業者	関連施設
事例調査、分析と課題の共有化、連携体制の検討							◎	○	○	○	○	○	○
農業者と商工業者等とのマッチング支援							◎	○	○	○	○	○	○
6次産業化・農商工連携の取組支援							◎	○	○	◎	○	○	○
6次産業化、農商工連携の取組							○	◎	○	○	○	◎	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
経営多角化の取組数	1件	増加

〈関連事業〉

- ・ 6次産業化ネットワーク活動交付金
- ・ 農業担い手総合支援事業

(2) 農業の安全安心、販売力の向上

農業の適正使用・放射性物質検査等の安全安心、販路拡大の取組促進

安全な農産物の生産と環境に配慮した持続可能な農業の推進に向けて、ちばエコ農産物認証制度や GAP 認証等、各種認証制度の推進や取得支援等、環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業の周知及び普及を図ります。

取組内容	Ⅱ-3-(2) 農業の安全安心、販売力の向上 農業の適正使用・放射性物質検査等の安全安心、販路拡大の取組促進													
	項目	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等						
								市	農業者	JA	県-国	直売所	関連施設	消費者
環境保全型農業の普及促進								◎	○	○	◎			
「ちばエコ農産物認証制度」など、関連制度の周知								◎	○	○	◎	○	○	○
放射性物質検査対応、農薬安全使用等の周知								◎	○	○				
環境と農業の安全安心等に関する取組								○	◎	○	○	○		

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
販路拡大の取組数	0件	増加

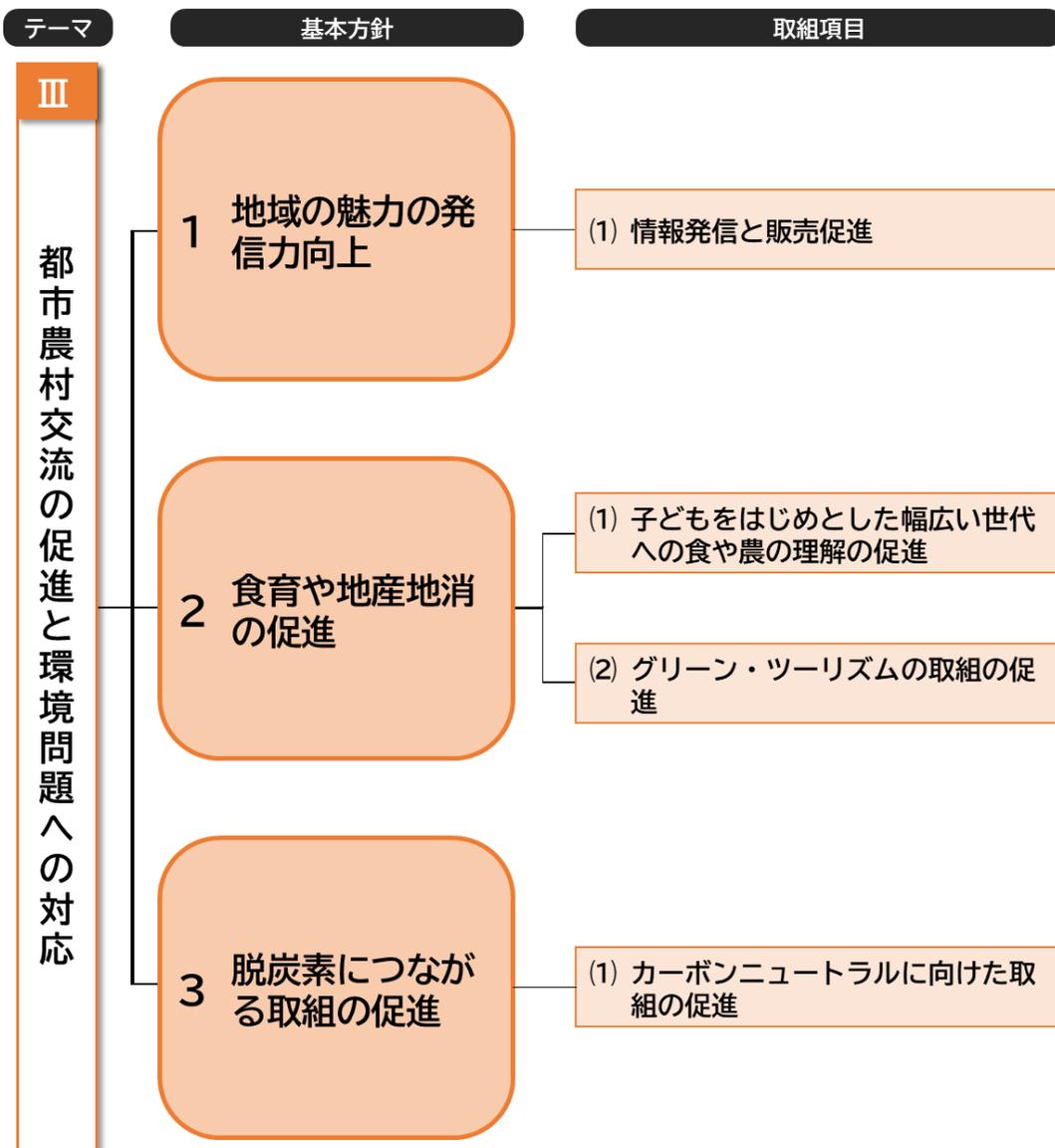
〈関連事業〉

- ・ 農業担い手総合支援事業
- ・ ちばエコ農産物、エコファーマー、GAP 等認証支援
- ・ 放射性物質検査、農薬安全使用への対応

テーマⅢ 都市農村交流の促進と環境問題への対応

活気ある農村の実現と持続的な農業生産を目指し、市民及び都市部住民に対して本市の農業の魅力を発信・体感してもらうとともに、耕畜連携をはじめとした脱炭素につながる農業生産の取組を促進します。

■ 施策体系



テーマⅢ 都市農村交流の促進と環境問題への対応

1 地域の魅力の発信力向上

(1) 情報発信と販売促進

特産品の PR、民間団体や企業等との連携

地産地消の取組は、地場農産物の消費拡大、農や食についての理解の促進、生産・流通・消費の地域内循環における地域の活性化など様々な効果が期待されています。

市民が君津市産農産物の関心を高め、愛着をもって購入してもらえるよう、SNS やホームページ等を通じた農産物の情報発信・PR に努めます。

取組内容	Ⅲ-1-(1) 情報発信と販売促進 特産品の PR、民間団体や企業等との連携												
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等						
							市	農業者	JA	県-国	直売所	関連施設	消費者
君津市産農産物の PR 方法の分析・検討							◎	○	◎	○	○	○	○
君津市産農産物の PR							◎	○	◎	○	○	○	○
地産地消の促進に向けた取組の検討							◎	○	◎	○	○	○	○
地産地消の取組							○	◎	○	○	○	○	○

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
農産物・特産品 PR ・連携取組数	1件	増加

〈関連事業〉

- ・ 地域特産品開発・PR 事業
- ・ 農業担い手総合支援事業

2 食育や地産地消の促進

(1) 子どもをはじめとした幅広い世代への食や農の理解の促進

消費者と生産者の食や農についての相互理解の促進

生産者と消費者の交流や、農・食と触れ合う機会を通して、バランスの良い健全な食生活を実践できる力を養い、自然の恵み、食の大切さへの理解を深める食育を幅広い世代に普及推進し、君津市産農産物の地産地消による消費拡大を促進します。また、給食食材の君津市産農産物の活用促進を図り、地域への愛着をはぐくむとともに、生産者等が取り組む食育に関する活動を支援します。

取組内容	Ⅲ-2-(1) 子どもをはじめとした幅広い世代への食や農の理解の促進 消費者と生産者の食や農についての相互理解の促進											
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等					
							市	農業者	JA	県-国	直売所	給食関係
食育活動の促進の課題整理・共有化、取組支援							◎	○	○	○		
食育活動の取組							○	◎	○	○	○	○
学校給食への君津市産農産物の活用に関する課題整理・検討							◎		○			○
学校給食への君津市産農産物の活用促進							◎	○	○	○	○	◎

目標指標	現状値（令和2年度）	目標
学校給食の君津市産食材率	55.7%	増加

〈関連事業〉

- ・ 地域特産品開発・PR 事業

(2) グリーン・ツーリズムの取組の促進

体験農業や観光農園、農観連携などの取組促進

本市の豊かな自然を活かしたグリーン・ツーリズムの取組を促進することで、市内農産物直売所、いちご狩りなどの体験施設や農泊施設等の認知度向上、集客増加を図り、農をテーマとした市内外の交流、君津市産農産物のファンづくりを促進し、観光施設等との連携「農観連携」を促進します。

また、高齢者の生きがいや健康維持にも有効である市民農園の整備を通して、子どもから高齢者まで、「農」に親しむ機会の増加を図ります。

取組内容	Ⅲ-2-(2) グリーン・ツーリズムの取組の促進 体験農業や観光農園、農観連携などの取組促進													
	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等							
							市	農業者	事業者	農地所有者	JA	県-国	直売所	関連施設
農地所有者への市民農園の取組周知、事業者へのPR							◎	○	○	○	○			
市民農園の利用促進							◎	○	◎	○	○			○
グリーン・ツーリズムの事例収集・分析・取組促進							◎	○	○		○	○	○	○
グリーン・ツーリズムの取組							○	◎	◎		○	○	○	○

目標指標	現状値	目標
市民農園區画数	336区画（※令和3年度）	維持・拡大

〈関連事業〉

- ・ 農業担い手総合支援事業
- ・ 市民農園整備推進事業

3 脱炭素につながる取組の促進

(1) カーボンニュートラルに向けた取組の促進

環境に優しい農業、耕畜連携、GAP 認証等の取組促進

温室効果ガスを削減し地球温暖化の防止に努めることは、農畜産物の安定確保と品質維持のために重要です。本市では、脱炭素を未来のまちづくりに積極的に活かすため、環境と経済が調和した、「環境グリーン都市」を目指すことを宣言しています。農業においても、ちばエコ農業や有機農業など、環境に配慮した栽培技術の導入支援、GAP の取組支援、耕畜連携などの推進により、カーボンニュートラルに向けた取組を促進していきます。

取組内容	Ⅲ-3-(1) カーボンニュートラルに向けた取組の促進 環境に優しい農業、耕畜連携、GAP 認証等の取組促進											
	項目	R5	R6	R7	R8	R9	～	関係機関・関係者等				
市								農業者	JA	県-国	消費者	
耕畜連携の事例収集・情報発信								◎	◎	○	○	○
GAP や環境に配慮した取組の事例収集・情報発信								◎	◎	○	○	○
GAP や環境に配慮した取組の支援								◎	○		○	○
耕畜連携、環境に配慮した取組の実践								○	◎	○	○	

目標指標	現状値	目標・目標値
環境や食の安全安心に配慮した取組	ちばエコ農産物認証 21件 (※令和3年度)	ちばエコ農産物認証 30件
		その他の取組 増加

〈関連事業〉

- ・ 農業担い手総合支援事業
- ・ 耕畜連携
- ・ ちばエコ農産物、エコファーマー、GAP 等認証支援

VI 計画の推進・評価

1 計画の進行管理と見直し

計画にある施策・数値目標についてPDCAサイクル手法により点検・評価を行い、継続的かつ適切な施策の実施に努めます。また、施策の進捗状況や国・県の農業施策の動向、農家等の意向などに柔軟かつ的確に対応するため、令和9（2027）年度に中間評価及び見直しを行うものとしています。

2 推進体制

点検、評価及び見直しの検討については、必要に応じて君津市農業振興計画有識者会議等を開催し、関係機関、関係団体等の意見を踏まえてPDCAサイクルのもとで行います。



3 情報の公表

施策を推進し本市農業の振興を図るため、情報の内容に応じた手法・媒体を活用し、適時に積極的な情報の公表を行います。

資料編

○ 策定の経緯

日付	内容
令和3年8月6日	君津市農業振興計画有識者会議設置要綱制定
令和3年11月1日	君津市農業振興計画有識者会議 委員委嘱
令和3年11月29日～ 令和3年12月24日	アンケート実施（農業者、関係機関）
令和3年11月30日	有識者 意見照会
令和4年2月2日	令和3年度第1回有識者会議 書面開催
令和4年5月9日	令和4年度第1回有識者会議 書面開催
令和4年11月15日	令和4年度第2回有識者会議
令和5年2月10日	令和4年度第3回有識者会議 書面開催
令和5年2月13日～ 令和5年3月13日	パブリックコメントの実施 ・提出者数1人 ・提出意見件数1件
令和5年3月	君津市農業振興計画策定

○ 君津市農業振興計画有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 君津市農業振興計画の策定に当たり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、君津市農業振興計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 君津市農業振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、君津市農業振興計画が策定される日までとする。

(座長)

第5条 有識者会議に、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、委員が有識者会議に出席できない場合、書面による出席を求めることができる。
- 4 座長は、有識者会議の開催に支障があると認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、書面により開催することができる。

(関係者の出席)

第7条 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議に関する庶務は、経済部農政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、委員の任期満了の日限りで、その効力を失う。

○ 君津市農業振興計画有識者会議委員名簿

氏名(敬称略)	所属・役職名	区分
栗原 伸一	千葉大学大学院 園芸学研究院 教授	学識経験者
荒井 仁	千葉県君津農業事務所 所長	関係機関
石橋 定雄	君津市農業委員会 会長	関係機関
江澤 武夫	君津市農業協同組合 代表理事組合長	関係団体
柴崎 政弘	千葉県農業共済組合 ぼうそう支所長	関係機関
榎本 光男	君津商工会議所 会頭	商工関係者
鈴木 耕一	君津市野生猿鹿猪等被害対策協議会 副会長	関係団体
高原 和江	消費者代表 ちばの野菜伝道師	消費関係者
朝生 博之	君津市認定農業者協議会 会長	農業関係団体
鳥海 美知子	ちば県女性農業者ネットワーク 君津市代表	農業関係団体

○ 君津市農業振興計画策定に係るアンケート

1 アンケート調査の概要

調査期間：令和3年11月29日～12月24日
調査対象：農業者、関係機関
配布回収：配布25件、回収13件（回収率52%）

2 アンケート結果

問1 君津市の農業を振興するうえで取り組むべき課題について、重要度が高いとお考えになるものから順に1位から15位まで御記入ください。また、項目にないものは表の下部の「その他」欄に御記入ください。

テーマ・分類	項目	主な取組
1 担い手の育成・確保	(1)効率的な農地利用の促進	①農地集積、集約化 人・農地プランの策定や農地中間管理事業の利用を推進し、担い手への農地集積・集約化を進める。
		②農地の利用向上 耕作放棄地対策や都市農業における市民農園等の取組を支援する。
		③土地改良施設の維持管理 水田の揚水施設などの営農に関する土地改良施設の維持管理・長寿命化等を支援する。
	(2)多様な担い手の確保・育成支援	④新規就農者等の受入体制の整備 関係機関等との連携強化により新規就農希望者の相談体制を整備し、就農を支援する。
		⑤新規就農者等の独立支援 農業経営が不安定な新規就農者等の独立に向けて、営農開始期の栽培技術等を総合的に支援する。
		⑥担い手確保のための取組促進 中小規模経営、他業種からの参入、法人化、農福連携等の新しい取組を支援する。
(3)鳥獣害対策の促進	⑦鳥獣害対策の促進 営農環境の改善に向けて、農業者の環境整備等の取組支援、侵入防止柵の設置や捕獲などの対策に取り組む。	
2 農業経営の安定化	(1)積極的な経営展開を図る農業者への支援	⑧ICTを活用した農業のデジタル技術等の導入支援 ドローンや通信技術などICTを活用したスマート農業等の先端技術を活用し、生産性の向上を図る農業者の取組を支援する。
		⑨農業機械施設の導入支援 経営発展を目指す高性能農業機械・施設の導入に取り組む農業者を支援する。
		⑩ソフト面の経営支援 新品目導入や支援事業に関する情報等を提供する。

2 農業経営の安定化	(2)危機管理への対応力強化	①危機管理に関する取組支援	収入保険などの農業共済等の加入促進。鳥インフルエンザ、自然災害等に備える取組の支援と情報発信。
	(3)市産農産物等のブランド化	②安全安心な農産物生産の取組等への支援	GAPなどの農産物認証の導入支援。たい肥施用など脱炭素に関する取組等の環境に配慮した農業の取組の支援。
		③農業経営の多角化支援	6次産業化、農商工連携などの取組や生産物の高付加価値化に取り組む農業者を支援する。
3 消費拡大	(1)PR強化等による消費拡大	⑭君津市産農産物の魅力の発信強化	直売所や農業者から農産物の情報を収集し、効果的に発信することで、君津市産品の知名度の向上を図る。
	(2)消費者等との交流機会の拡大	⑮グリーン・ツーリズムの取組促進	食育や農業体験、農泊などの都市農村交流を促進することで、消費者の農業や農産物への理解を深める。
その他	・ ・		

◆回答結果（抜粋）

回答の結果、重要度が高い項目として、第1位に⑥担い手確保のための取組促進、第2位に①農地集積・集約化、第3位に④新規就農者等の受入体制の整備、第4位に②農地の利用向上となり、担い手の確保・育成に向けた取組や農地の集積、集約化等による農地利用の取組が重要であるとの結果となりました。

問 2 貴団体の事業について、上記の項目に内容が近いものがありましたら、その項目の番号(①~⑤)を御記入ください。

◆回答の多かった項目(抜粋)

①農地集積、集約化、③土地改良施設の維持管理、④新規就農者等の受入体制の整備、⑥担い手確保のための取組促進、③農業経営の多角化支援、⑤グリーン・ツーリズムの取組促進

問 3 表の項目に限らず、市に期待したいことがありましたら項目番号か具体的な内容を御記入ください。

◆主な意見(抜粋)

- ・農地の担い手への集積・集約化による農業経営の効率化、農地の有効利用の推進。
- ・関係機関と連携をした新規就農者の受入体制の整備。
- ・関係機関と連携した有害鳥獣対策。

問 4 市と連携することでより効果を高めたり、新たな展開につながると期待される貴団体の取組がありましたら御記入ください。

◆主な意見(抜粋)

- ・新規就農者の支援及び中山間地の維持管理、里山保全。
- ・規格外野菜を使った加工品の製造、商品化。
- ・市特産農産物や加工品などのWEBでのPR。

用語集

ア行

青色申告・・・納税地を所轄する税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、一定の方法で記帳し申告を行うことで、税制上の有利な取扱いが受けられる制度

エコファーマー・・・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（略称：持続農業法[※]）に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画（目標達成年度を原則として5年後とする）について、県知事の認定を受けた農業者

※持続農業法は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（略称：みどりの食料システム法）附則第2条に基づき、同法の施行（令和4年7月1日）と同時に廃止された。当面の間、持続農業法第4条の規定により同条第1項に規定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（導入計画）の認定を受けている農業者等の地位を保全するため、みどりの食料システム法附則第3条及び第4条において、経過措置が設けられている。

オーナー制・・・消費者が生産者に事前に出資し、生産物を受け取る仕組み（農産物などの場合、出資者が農作業を体験できるものもある）

カ行

カーボンニュートラル・・・二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて合計を実質的にゼロにすること

家族経営協定・・・家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの

環境グリーン都市宣言・・・市の財産である豊かな水と緑を保全するとともに、脱炭素の取組により環境と経済が調和し、持続的に発展するまちを目指していくという市のまちづくり宣言で、市制施行50周年となる令和3（2021）年9月1日に行われた

観光農園・・・農産物の収穫体験ができる農園

基幹的農業従事者・・・自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者

グリーン・ツーリズム・・・緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと

経営耕地面積・・・農林業経営体が経営する耕地で、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計面積

耕作放棄地・・・農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの（統計上の用語）

耕畜連携・・・米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家からたい肥を供給したり、転作田等で飼料作物を生産し畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること

荒廃農地・・・荒廃農地調査において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地」とされ、現地調査により把握したもの（調査上の用語）

サ行

再生可能エネルギー・・・「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として継続的に利用することができる」と認められるもの」とされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをその範囲としている

採卵鶏・・・卵を産ませるために改良・育成されたニワトリ

自給的農家・・・経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

ジビエ・・・狩猟によって食材として捕獲された野生の鳥獣、またはその肉

市民農園・・・農地を持たない都市の住民のレクリエーションや高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園

収入保険（農業経営収入保険）・・・農産物の品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険

主業農家・・・農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる販売農家

狩猟免許・・・有害鳥獣や外来種などの野生動物の中から、狩猟対象として指定されている狩猟鳥獣を捕獲するために必要な免許であり、猟法ごとに第一種銃猟免許（散弾銃、ライフル銃）、第二種銃猟免許（空気銃）、わな猟免許、網猟免許の4種類に分かれている

準主業農家・・・農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる販売農家

食育・・・食に関する知識と食を選択する力を取得し、健全な食習慣を身に付けること

スマート農業・・・ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業

夕行

地産地消・・・その地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することを通じて、消費者と生産者が互いの距離を縮めようとする取組

ちばエコ農業・・・産地情報の開示による「顔の見える農業」の実現と「ちばエコ農産物」の安定供給を図るため、「ちばエコ農業産地」の指定制度を設けている

ちばエコ農産物・・・環境保全と食の安心・安全に配慮した千葉県独自の農産物認証制度「ちばエコ農産物認証制度」で認証された農産物

デジタルトランスフォーメーション(DX)・・・情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

特定農山村地域・・・地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当する区域

都市農村交流・・・「人・もの・情報」の行き来を活発にし、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるための取組

ナ行

認定新規就農者・・・農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に青年等就農計画を作成し、市町村等から認定を受けた農業者のことで、地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる

認定農業者・・・農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村等から認定を受けた農業者のことで、地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる

農業共済・・・農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収獲量の減少等の損失を補てんする制度

農業競争力強化プログラム・・・農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するため、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において決定されたプログラム。なお、「農林水産業・地域の活力創造本部」は、令和4年6月28日に「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組

農業従事者・・・15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者

農業振興地域・・・総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として、農業振興地域の整備に関する法律により、都道府県知事が指定する地域

農業専従者・・・農業従事者のうち自営農業に従事した日数が150日以上の方

農業・農村の有する多面的機能・・・国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能

農商工連携・・・農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

農地中間管理事業・・・担い手への農地集積・集約化を図るため、農業経営の規模縮小や離農しようとする農家等（出し手）から農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大や農業へ新規参入する担い手（受け手）に貸し付ける事業

農泊・・・農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行

農福連携・・・障がい者等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく取組で、障がい者等の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの

農用地区域・・・市町村の農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき優良農地として指定された区域

農林業センサス・・・日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査

農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）・・・農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化などを図るためのシステム

八行

半農半X・・・農業と他の仕事を組み合わせた働き方で、農業を営みながら、自分のやりたいこと、やりがいのある仕事に携わるライフスタイルのこと

販売農家・・・経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

人・農地プラン・・・地域や集落の話し合いに基づき、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化すること

ブロックチェーン・・・取引履歴を暗号技術によって過去から1本の鎖のようにつなげ、正確な取引履歴を維持しようとする技術

マ行

マーケットイン・・・消費者の声や要望をもとに生産活動や商品開発を行い、消費者が求めているものを求めている量だけ市場に投入するといった、販売活動を行う上での姿勢

みどりの食料システム戦略・・・食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるための政策方針で、農林水産業に伴う温室効果ガスの放出や、化石燃料由来の肥料の使用量を減らすといった環境負荷の低減策が中心となる

ヤ行

有機農業・・・化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

遊休農地・・・農地法において、「1.現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、「2.その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（1.の農地を除く）」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地（法律上の用語）

ラ行

6次産業化（六次産業化）・・・農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産などの1次産業だけでなく、食品加工や流通・販売などの2次産業や3次産業にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとする取組のことであり、「六次産業」という言葉の6（六）は、「1次産業の1」×「2次産業の2」×「3次産業の3」のかけ算の6（六）を意味する

A～Z

GAP・・・Good Agricultural Practices（農業生産工程管理）の略称で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと

GAP 認証・・・GAP の取組が正しく実施されていることを第三者機関の審査により、確認・証明してもらうこと

ICT・・・Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称であり、インターネット等の情報・通信技術を利用したサービス等の総称

SDGs・・・2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

TPP・・・環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略称で、TPP 協定は、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、更には知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定

君津市農業振興計画

令和5年3月発行

編 集 君津市経済環境部農政課

住 所 〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

TEL 0439-56-1671



多様な担い手が活躍できる
持続可能な農業の実現